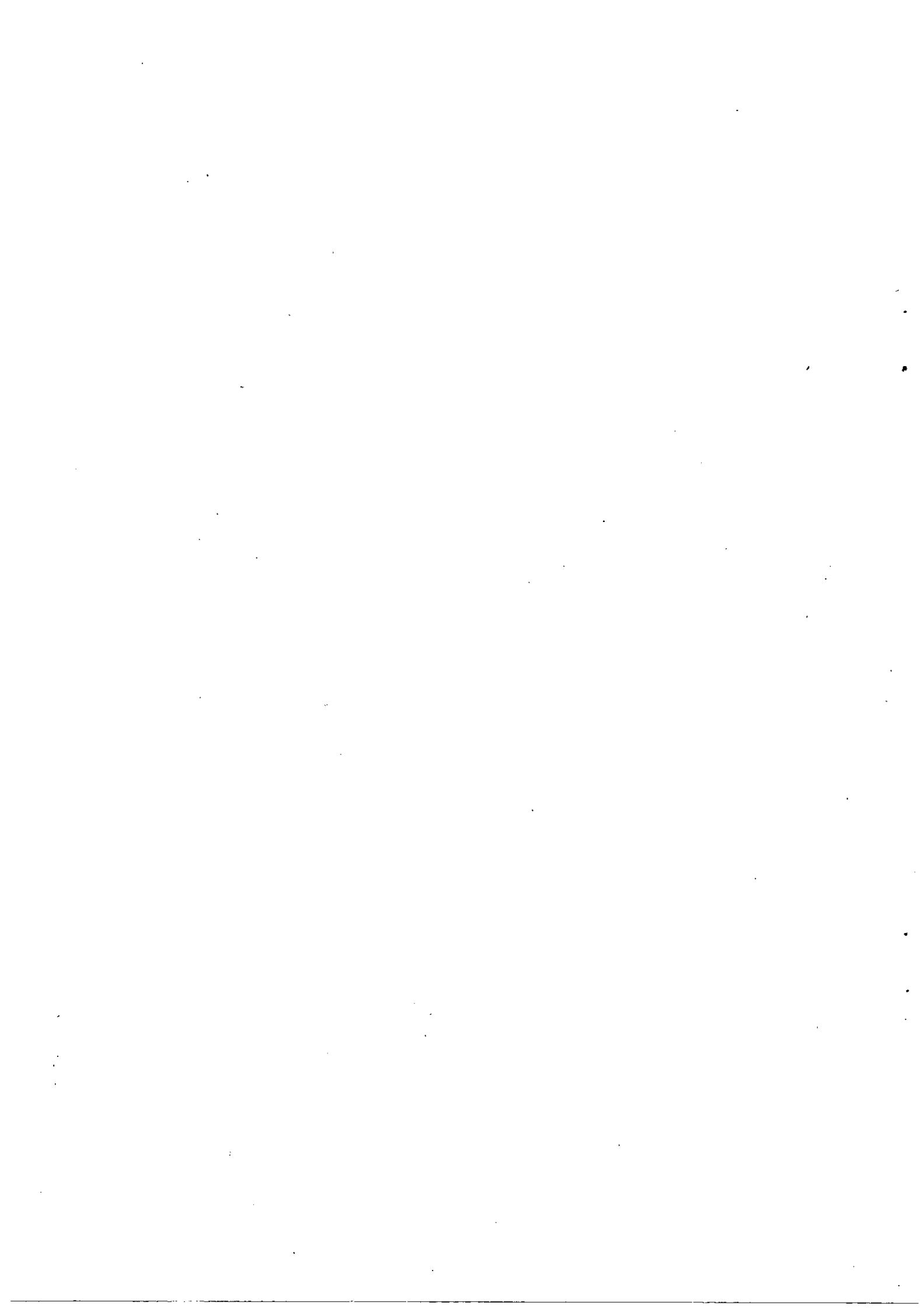


第 82 回国民体育大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

設立総会・第 1 回総会



平成 29 年 12 月 20 日（水）
長野市「ホテル国際 21 芙蓉の間」



**第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
設立総会・第 1 回総会資料目次**

| | |
|---|----|
| ○会次第 | 1 |
| 【設立総会】 | |
| ○第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立趣意書 | 5 |
| ○第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会招致経過 | 6 |
| ○第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール | 7 |
| ○第 1 号議案 | |
| 第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則（案） | 8 |
| ○第 2 号議案 | |
| 第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会長野県準備委員会役員（案） | 21 |
| 【第 1 回総会】 | |
| ○第 1 号議案 | |
| 第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会開催基本方針（案） | 25 |
| ○第 2 号議案 | |
| 第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会長野県準備委員会 平成 29 年度事業計画（案） | 26 |
| ○第 3 号議案 | |
| 第 82 回国民体育大会・第 27 回障害者スポーツ大会長野県準備委員会 平成 29 年度収支予算（案） | 27 |
| ○第 4 号議案 | |
| 総会から常任委員会への委任事項（案） | 28 |
| 【参考資料】 | |
| ○国民体育大会の概要 | 31 |
| ○全国障害者スポーツ大会の概要 | 33 |
| ○国民体育大会（本大会）及び全国障害者スポーツ大会の開催順序等について | 34 |
| ○第 33 回国民体育大会（やまびこ国体）の概要 | 35 |
| ○第 14 回全国身体障害者スポーツ大会の概要 | 37 |
| ○国民体育大会開催基準要項（抜粋） | 38 |
| ○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 | 76 |



第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会設立総会・第1回総会 次 第

日 時： 平成29年12月20日(水) 13:30～14:30

場 所： 長野市 ホテル国際21 芙蓉の間

1 開 会

○あいさつ 長野県知事 阿部 守一

2 設立総会

○説明事項

- (1) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立趣意書
- (2) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会招致経過
- (3) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール

○第1号議案

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則（案）

○第2号議案

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会役員（案）

3 第1回総会

○第1号議案

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催基本方針（案）

○第2号議案

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
平成29年度事業計画（案）

○第3号議案

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
平成29年度収支予算（案）

○第4号議案

総会から常任委員会への委任事項（案）

○その他

4 閉 会

設立総会

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会設立趣意書

第 82 回国民体育大会（冬季大会・本大会）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の招致については、長野県議会をはじめ、市町村や競技団体及び関係各位からいただいたご支援により、平成 29 年 7 月、公益財団法人日本体育協会から開催申請書提出順序の了解通知（内々定）を受け、2027 年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

国民体育大会は、昭和 21 年の第 1 回大会以来、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、明るく豊かな国民生活の発展に寄与してきました。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与してきました。

本県においては、昭和 53 年（1978 年）に第 33 回国民体育大会（やまびこ国体）及び第 14 回全国身体障害者スポーツ大会を開催し、その成功は県民に自信と誇りをもたらし、本県のスポーツ振興の大きな礎となるとともに、スポーツの感動を世界に発信した長野オリンピック・パラリンピック大会の原動力にもなりました。

以来 49 年ぶりとなる本県での両大会の開催は、全ての県民がスポーツに親しむ契機となるのみならず、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるとともに、本県が目指す健康長寿世界一に向けた健康増進や、地域の魅力向上にもつながり、さらには、本県の魅力を全国へ発信することによる観光や経済活動への波及効果も期待できるなど、大変意義深いものであります。

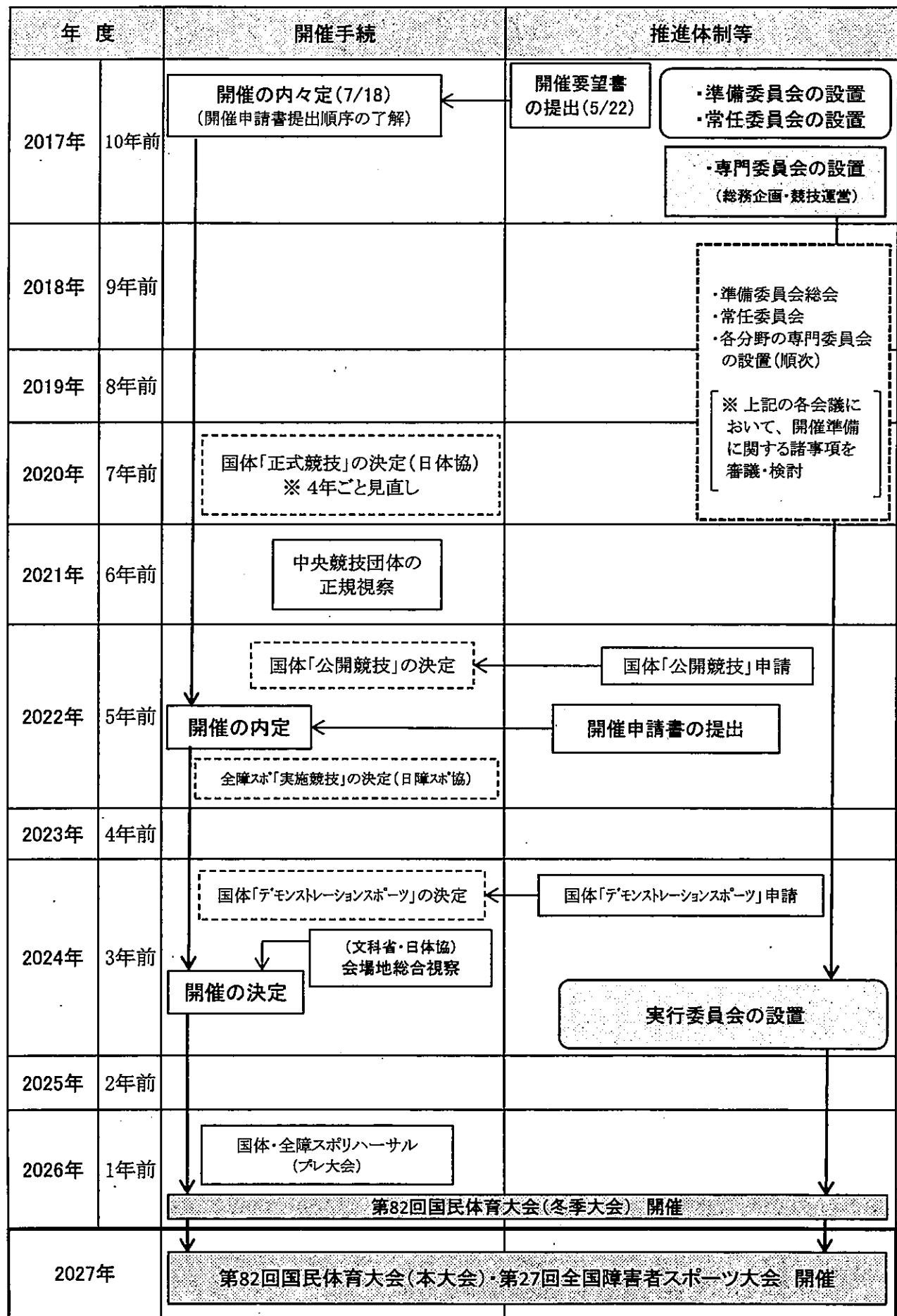
この 2 つの大会を成功させるためには、関係機関・団体、市町村並びに県が一丸となって県民の総力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 招致経過

| 年月日 | 内 容 |
|-------------|---|
| 平成28年6月29日 | (公財)長野県体育協会理事長から、2巡目国体招致要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。 |
| | (特非)長野県障がい者スポーツ協会理事長から、第27回全国障害者スポーツ大会招致要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。 |
| 平成28年11月28日 | 長野県市長会会长から、2巡目国体招致に関する要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。 |
| 平成28年12月12日 | 長野県町村会会长から、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催招致に関する要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。 |
| 平成29年2月2日 | (一社)長野県経営者协会会长、長野県中小企業団体中央会会长、(一社)長野県商工会議所連合会会长、長野県商工会連合会会长の連名により、2巡目国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する要望書が、知事、県議会議長及び県教育長あてに提出される。 |
| 平成29年2月16日 | 平成29年2月長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を2027年に本県に招致するべく取り組む」ことを表明 |
| 平成29年2月27日 | 平成29年2月長野県議会の一般質問において、知事が「冬季国体も含めた全國国体を目指し招致に取り組む」ことを表明 |
| 平成29年3月2日 | 平成29年2月長野県議会において、「第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決 |
| 平成29年3月10日 | 県教育委員会定例会において、第82回国民体育大会の招致を議決 |
| 平成29年3月24日 | 県部局長会議において、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致を決定 |
| 平成29年5月22日 | 知事、県教育長、(公財)県体育協会専務理事、(公財)県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出 |
| | 知事、県教育長、(公財)県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会长あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出 |
| 平成29年7月18日 | (公財)日本体育協会理事会において、本県を2027年開催の第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了解(開催内々定) |

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール(案)



第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、2027年の第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に關係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県及び市町村の代表者及び職員
- (2) 県及び市町村の議会の議員
- (3) 大会開催準備に關係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催準備に關係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

（役員の選任）

第6条 会長は、長野県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員及び監事に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

- 第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮詢に応じ助言する。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

- 第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
(2) 常任委員会
(3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 大会開催の基本方針に関すること。
(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第 12 条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

7 委員長は、必要があるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託する事項に関すること。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

9 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と読み替えるものとする。

10 第 8 条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第 3 条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第 8 条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会委員長の専決処分について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(收支予算及び収支決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

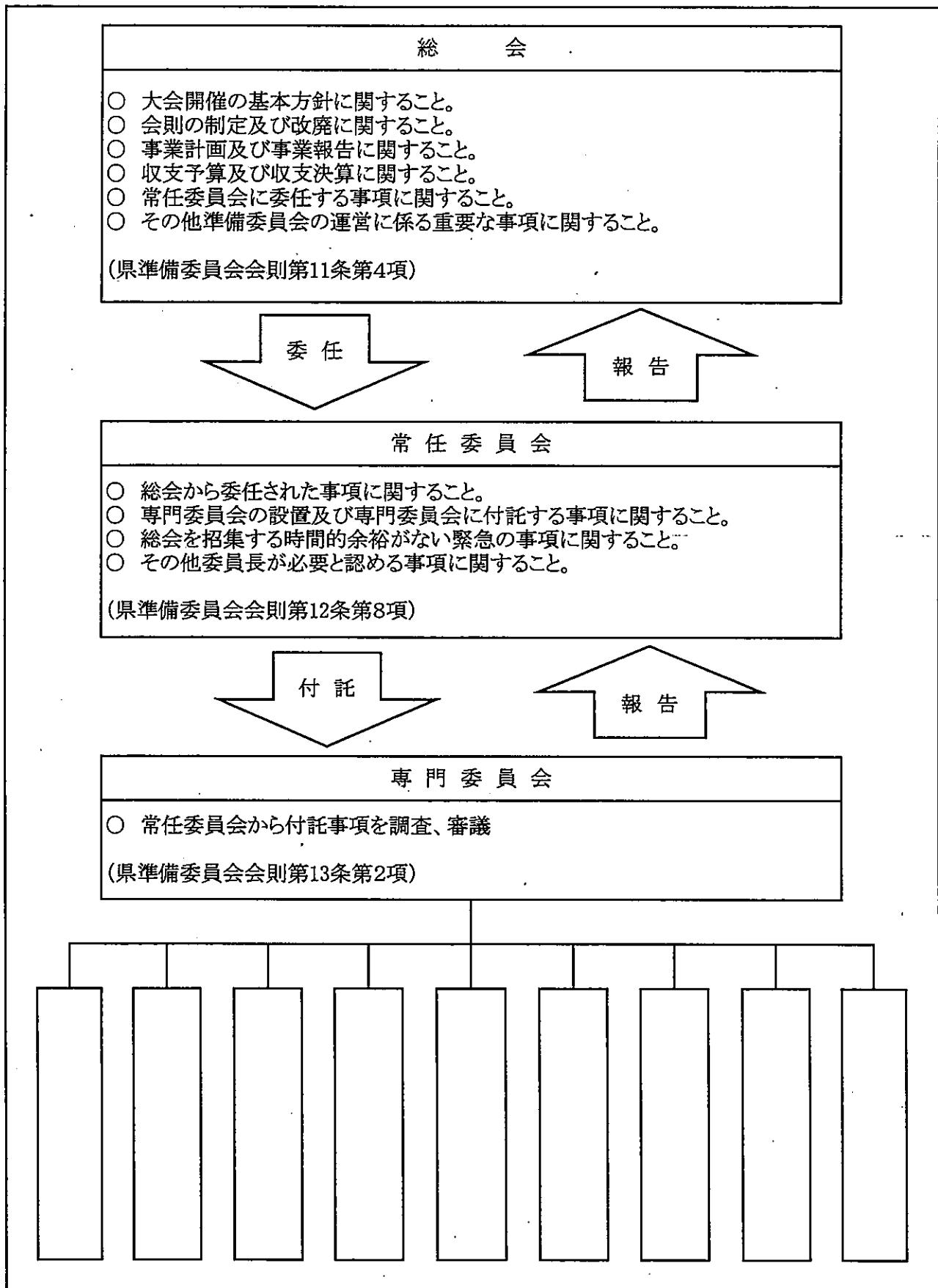
附則

1 この会則は、平成29年 月 日から施行する。

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成30年3月31日までとする。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 組織図(案)

【事務局：県教育委員会事務局スポーツ課】



第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 委員名簿（案）

【準備委員会委員】 296名

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|------------------------|--------|
| 長野県知事 | 阿部 守一 |
| 長野県議会議長 | 垣内 基良 |
| 長野県副知事 | 太田 寛 |
| 長野県副知事 | 中島 恵理 |
| 長野県教育委員会教育長 | 原山 隆一 |
| 公益財団法人長野県体育協会理事長 | 林 泰章 |
| 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会理事長 | 三村 一郎 |
| 長野県市長会会长 | 小口 利幸 |
| 長野県町村会会长 | 藤原 忠彦 |
| 長野県議会副議長 | 諫訪 光昭 |
| 長野県議会県民文化健康福祉委員会委員長 | 小林 東一郎 |
| 〃 副委員長 | 藤岡 義英 |
| 長野県議会文教企業委員会委員長 | 堀場 秀孝 |
| 〃 副委員長 | 浜 章吉 |
| 長野県市議會議長会会长 | 小林 治晴 |
| 長野県町村議會議長会会长 | 久保田 三代 |
| 長野県市町村教育委員会連絡協議会会长 | 坂口 昌夫 |
| 長野市長 | 加藤 久雄 |
| 松本市長 | 菅谷 昭 |
| 上田市長 | 母袋 創一 |
| 岡谷市長 | 今井 竜五 |
| 飯田市長 | 牧野 光朗 |
| 諫訪市長 | 金子 ゆかり |
| 須坂市長 | 三木 正夫 |
| 小諸市長 | 小泉 俊博 |
| 伊那市長 | 白鳥 孝 |
| 駒ヶ根市長 | 杉本 幸治 |
| 中野市長 | 池田 茂 |
| 大町市長 | 牛越 徹 |
| 飯山市長 | 足立 正則 |
| 茅野市長 | 柳平 千代一 |
| 塩尻市長 | 小口 利幸 |
| 佐久市長 | 柳田 清二 |
| 千曲市長 | 岡田 昭雄 |
| 東御市長 | 花岡 利夫 |
| 安曇野市長 | 宮澤 宗弘 |
| 小海町長 | 新井 寿一 |
| 佐久穂町長 | 佐々木 勝 |
| 川上村長 | 藤原 忠彦 |
| 南牧村長 | 大村 公之助 |
| 南相木村長 | 中島 則保 |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|------------|--------|
| 北相木村長 | 井出 高明 |
| 軽井沢町長 | 藤巻 進 |
| 御代田町長 | 茂木 祐司 |
| 立科町長 | 米村 匠人 |
| 長和町長 | 羽田 健一郎 |
| 青木村長 | 北村 政夫 |
| 下諏訪町長 | 青木 悟 |
| 富士見町長 | 名取 重治 |
| 原村長 | 五味 武雄 |
| 辰野町長 | 武居 保男 |
| 箕輪町長 | 白鳥 政徳 |
| 飯島町長 | 下平 洋一 |
| 南箕輪村長 | 唐木 一直 |
| 中川村長 | 宮下 健彦 |
| 宮田村長 | 小田切 康彦 |
| 松川町長 | 深津 徹 |
| 高森町長 | 熊谷 元尋 |
| 阿南町長 | 勝野 一成 |
| 阿智村長 | 熊谷 秀樹 |
| 平谷村長 | 小池 正充 |
| 根羽村長 | 大久保 憲一 |
| 下條村長 | 金田 憲治 |
| 壳木村長 | 清水 秀樹 |
| 天龍村長 | 永嶺 誠一 |
| 泰阜村長 | 松島 貞治 |
| 喬木村長 | 市瀬 直史 |
| 豊丘村長 | 下平 喜隆 |
| 大鹿村長 | 柳島 貞康 |
| 上松町長 | 大屋 誠 |
| 南木曾町長 | 向井 裕明 |
| 木曾町長 | 原 久仁男 |
| 木祖村長 | 唐澤 一寛 |
| 王滝村長 | 瀬戸 普 |
| 大桑村長 | 貴舟 豊 |
| 麻績村長 | 高野 忠房 |
| 生坂村長 | 藤澤 泰彦 |
| 山形村長 | 本庄 利昭 |
| 朝日村長 | 中村 武雄 |
| 筑北村長 | 関川 芳男 |
| 池田町長 | 斐 聖章 |
| 松川村長 | 平林 明人 |
| 白馬村長 | 下川 正剛 |
| 小谷村長 | 松本 久志 |
| 坂城町長 | 山村 弘 |
| 小布施町長 | 市村 良三 |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|----------------------|--------|
| 高山村長 | 内山 信行 |
| 山ノ内町長 | 竹節 義孝 |
| 木島平村長 | 日臺 正博 |
| 野沢温泉村長 | 富井 俊雄 |
| 信濃町長 | 横川 正知 |
| 飯綱町長 | 峯村 勝盛 |
| 小川村長 | 伊藤 博文 |
| 栄村長 | 森川 浩市 |
| 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長 | 松本 昭弘 |
| 長野地方気象台台長 | 尾台 正信 |
| 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長 | 吉見 精太郎 |
| 国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長 | 中平 浩文 |
| 陸上自衛隊松本駐屯地司令 | 岩原 傑 |
| 長野県危機管理監兼危機管理部長 | 池田 秀幸 |
| 長野県企画振興部長 | 小岩 正貴 |
| 長野県総務部長 | 小林 透 |
| 長野県県民文化部長 | 青木 弘 |
| 長野県健康福祉部長 | 山本 英紀 |
| 長野県環境部長 | 関 昇一郎 |
| 長野県産業政策監兼産業労働部長 | 土屋 智則 |
| 長野県観光部長 | 熊谷 晃 |
| 長野県農政部長 | 北原 富裕 |
| 長野県林務部長 | 山崎 明 |
| 長野県建設部長 | 油井 均 |
| 長野県警察本部長 | 内藤 浩文 |
| 長野県公営企業管理者 | 小林 利弘 |
| 長野県議会事務局長 | 吉沢 久 |
| 佐久地域振興局長 | 井出 英治 |
| 上田地域振興局長 | 佐藤 則之 |
| 諏訪地域振興局長 | 酒井 裕子 |
| 上伊那地域振興局長 | 堀田 文雄 |
| 南信州地域振興局長 | 山本 智章 |
| 木曽地域振興局長 | 増田 隆志 |
| 松本地域振興局長 | 吉川 篤明 |
| 北アルプス地域振興局長 | 久保田 俊一 |
| 長野地域振興局長 | 塙谷 幸隆 |
| 北信地域振興局長 | 高田 真由美 |
| 長野県東京事務所長 | 吉澤 猛 |
| 長野県議会スポーツ推進議員連盟会長 | 萩原 清 |
| 長野県議会スポーツ推進議員連盟副会長 | 古田 美士 |
| " | 下沢 順一郎 |
| " | 小林 伸陽 |
| " | 諏訪 光昭 |
| 長野県スポーツ推進審議会会长 | 古澤 栄一 |
| 公益財団法人長野県体育協会副会長 | 小坂 壮太郎 |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|---------------------------|--------|
| 公益財団法人長野県体育協会副会長 | 児玉 幹夫 |
| " | 萩原 清 |
| " | 林 泰章 |
| " | 矢島 富士雄 |
| 長野県レクリエーション協会会长 | 竹中 雅幸 |
| 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会副理事長 | 奥原 明男 |
| 長野県スポーツ少年団本部長 | 柴 満喜夫 |
| 長野県スポーツ推進委員協議会会长 | 松井 元 |
| 長野県総合型クラブ連絡協議会会长 | 柳見澤 宏 |
| 長野県スケート連盟会長 | 林 泰章 |
| 長野県アイスホッケー連盟会長 | 宮下 富夫 |
| 公益財団法人長野県スキーリーグ会長 | 北野 貴裕 |
| 長野県水泳連盟会長 | 小坂 壮太郎 |
| 長野県ボート協会会长 | 青木 哲 |
| 長野県セーリング連盟会長 | 横山 真 |
| 長野県カヌー協会会长代行 | 小澤 康雄 |
| 一般財団法人長野陸上競技協会会长 | 萩原 清 |
| 一般社団法人長野県サッカー協会会长 | 平林 正光 |
| 長野県テニス協会会长 | 吉澤 之榮 |
| 長野県ホッケー協会会长 | 佐々木 祥二 |
| 長野県ボクシング連盟会長 | 黒澤 一也 |
| 一般財団法人長野県バレーボール協会会长 | 船木 正也 |
| 長野県体操協会会长 | 立野 弘 |
| 一般社団法人長野県バスケットボール協会会长 | 荒井 邦夫 |
| 長野県レスリング協会会长 | 小林 哲夫 |
| 長野県ウエイトリフティング協会会长 | 飯島 久雄 |
| 長野県ハンドボール協会会长 | 青木 崇 |
| 長野県自転車競技連盟会長 | 耳塚 喜門 |
| 長野県ソフトテニス連盟会長 | 吉田 博美 |
| 長野県卓球連盟会長 | 小松 裕 |
| 長野県軟式野球連盟会長 | 赤尾 正雄 |
| 長野県相撲連盟会長 | 村上 淳 |
| 長野県馬術連盟会長 | 西澤 一幸 |
| 長野県フェンシング協会会长 | 白鳥 政徳 |
| 長野県柔道連盟会長 | 木内 義雄 |
| 長野県ソフトボール協会会长 | 白鳥 孝 |
| 長野県バドミントン協会会长 | 平林 良治 |
| 長野県弓道連盟会長 | 外園 公毅 |
| 長野県ライフル射撃協会会长 | 百瀬 公基 |
| 一般財団法人長野県剣道連盟会長 | 加瀬 浩明 |
| 一般社団法人長野県ラグビーフットボール協会会长 | 吉田 博美 |
| 長野県山岳協会会长 | 唐木 真澄 |
| 長野県アーチェリー協会会长 | 古田 美士 |
| 長野県銃剣道連盟会長 | 本郷 一彦 |
| 特定非営利活動法人長野県クレー射撃協会理事長兼会長 | 布野 兼一 |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|------------------------------|--------|
| 長野県なぎなた連盟会長 | 佐藤 浩市 |
| 長野県空手道連盟会長 | 稻葉 恒幸 |
| 長野県ボウリング連盟会長 | 上條 義光 |
| 長野県綱引連盟会長 | 徳嵩 進 |
| 長野県ゲートボール連盟会長 | 生駒 正 |
| 長野県バウンドテニス協会会长 | 後藤 秀作 |
| 長野県武術太極拳連盟会長 | 桜井 啓司 |
| 長野県トライアスロン協会会长 | 北島 義仁 |
| 長野県ゴルフ協会会长 | 小坂 壮太郎 |
| 長野県エアロビック連盟会長 | 本郷 一彦 |
| 長野県パワーリフティング協会会长 | 池上 健 |
| 長野県グラウンド・ゴルフ協会会长 | 犬飼 一雄 |
| 長野車椅子バスケットボール協会会长 | 奥原 明男 |
| 長野県F I Dバスケットボール連盟会長 | 宮本 憲一 |
| 長野県障害者アーチェリー協会会长 | 比田井 隆 |
| 長野県障害者水泳連盟会長 | 前田 大介 |
| 長野県障害者フライングディスク協会会长 | 高久 義行 |
| 長野県身体障害者卓球協会会长 | 根津 雅英 |
| 長野県障がい者陸協会会长 | 小林 和久 |
| 長野県精神障がい者スポーツ推進協議会会长 | 渡辺 啓一 |
| 長野県障がい者スポーツ指導者協議会会长 | 鈴木 文雄 |
| 長野県ボッチャ協会代表 | 永井 匠 |
| 公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・長野理事長 | 伊澤 喜久子 |
| 長野フットベースボールクラブ安曇野レッズ代表 | 中平 考 |
| 株式会社松本山雅代表取締役社長 | 神田 文之 |
| 株式会社長野パルセイロ・アスレチッククラブ代表取締役社長 | 堀江 三定 |
| 株式会社長野県民球団代表取締役社長 | 竹内 羊一 |
| 株式会社信州スポーツスピリット代表取締役社長 | 片貝 雅彦 |
| 一般社団法人VC長野クリエイトスポーツ代表理事 | 笹川 星哉 |
| 長野県小学校長会会长 | 前田 好文 |
| 長野県中学校長会会长 | 武田 育夫 |
| 長野県高等学校長会会长 | 内堀 繁利 |
| 長野県特別支援学校校長会会长 | 中原 順治 |
| 長野県私立中学高等学校協会会长 | 百瀬 康雄 |
| 長野県中学校体育連盟会長 | 奥田 孝志 |
| 長野県高等学校体育連盟会長 | 矢島 富士雄 |
| 一般財団法人長野県高等学校野球連盟会長 | 山崎 宏 |
| 長野県看護大学学長 | 清水 嘉子 |
| 国立大学法人信州大学学長 | 濱田 州博 |
| 公立大学法人長野大学学長 | 中村 英三 |
| 学校法人松本歯科大学学長 | 川原 一祐 |
| 学校法人東京理科大学諏訪東京理科大学学長 | 河村 洋 |
| 学校法人松商学園松本大学学長 | 住吉 廣行 |
| 学校法人清泉女学院清泉女学院大学・短期大学学長 | 芝山 豊 |
| 学校法人佐久学園佐久大学学長 | 堀内 ふき |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|--------------------------------|--------|
| 学校法人四徳学園長野保健医療大学学長 | 岩谷 力 |
| 学校法人高松学園飯田女子短期大学学長 | 高松 彰充 |
| 学校法人長野家政学園長野女子短期大学学長 | 山浦 悅子 |
| 学校法人北野学園上田女子短期大学理事長・学長 | 小池 明 |
| 学校法人松本学園松本短期大学学長 | 木内 義勝 |
| 学校法人豊南学園信州豊南短期大学学長 | 森本 健一 |
| 一般社団法人長野県専修学校各種学校連合会理事長 | 小林 勝彦 |
| 日本労働組合総連合会長野県連合会会长 | 中山 千弘 |
| 一般社団法人長野県経営者協会会长 | 山浦 愛幸 |
| 長野県中小企業団体中央会会长 | 春日 英廣 |
| 一般社団法人長野県商工会議所連合会会长 | 北村 正博 |
| 長野県商工会連合会会长 | 柏木 昭憲 |
| 公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会会长 | 袖山 尚 |
| 一般社団法人長野県銀行協会会长 | 湯本 昭一 |
| 長野県信用金庫協会会长 | 原 徹爾 |
| 長野県信用組合協会会长 | 黒岩 清 |
| 長野県労働金庫理事長 | 高橋 精一 |
| 長野県農業協同組合中央会会长 | 雨宮 勇 |
| 長野県森林組合連合会代表理事長 | 藤原 忠彦 |
| 長野県漁業協同組合連合会代表理事長 | 藤森 貢治 |
| 一般社団法人長野県建設業協会会长 | 藏谷 伸一 |
| 公益社団法人長野県バス協会会长 | 中島 一夫 |
| 一般社団法人長野県タクシー協会会长 | 滝川 哲也 |
| 公益社団法人長野県トラック協会会长 | 岩下 勝美 |
| しなの鉄道株式会社代表取締役社長 | 玉木 淳 |
| 東日本旅客鉄道株式会社執行役員長野支社長 | 伊藤 悅郎 |
| 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部長 | 森 厚人 |
| 西日本旅客鉄道株式会社執行役員金沢支社長 | 児島 邦昌 |
| 長野電鉄株式会社取締役社長 | 笠原 甲一 |
| アルピコ交通株式会社代表取締役社長 | 三澤 洋一 |
| 上田電鉄株式会社代表取締役社長 | 今成 孝雄 |
| 株式会社フジドリームエアラインズ松本営業支店長 | 白井 久美子 |
| 東日本高速道路株式会社関東支社長 | 高橋 知道 |
| 中日本高速道路株式会社八王子支社長 | 野口 英正 |
| 中部電力株式会社執行役員長野支店長 | 澤柳 友之 |
| 東日本電信電話株式会社長野支店長 | 岩井 修 |
| 一般社団法人長野県観光機構理事長 | 野原 菁爾 |
| 一般社団法人長野県旅行業協会代表理事 | 相馬 靖子 |
| 長野県旅館ホテル組合会会长 | 久保田 茂登 |
| 長野県医師会会长 | 関 隆教 |
| 一般社団法人長野県歯科医師会会长 | 春日 司郎 |
| 一般社団法人長野県薬剤師会会长 | 日野 寛明 |
| 公益社団法人長野県看護協会会长 | 松本 あつ子 |
| 長野県日本体育協会公認スポーツドクター協議会会长 | 古川 善行 |
| 一般社団法人長野県食品衛生協会理事長 | 本多 建明 |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|---------------------------|-------|
| 日本赤十字社長野県支部長 | 阿部 守一 |
| 一般社団法人長野県生活衛生同業組合連合会会长 | 宮下 慶治 |
| 公益社団法人長野県栄養士会会长 | 園原 規子 |
| 一般社団法人長野県調理師会会长 | 湯本 忠仁 |
| 社会福祉法人長野県社会福祉協議会会长 | 腰原 愛正 |
| 一般社団法人長野県連合婦人会会长 | 中條 智子 |
| 長野県P T A連合会会长 | 大島 修 |
| 長野県高等学校P T A連合会会长 | 常田 新司 |
| 日本ボーイスカウト長野県連盟理事長 | 出田 行徳 |
| 一般社団法人ガールスカウト長野県連盟連盟長 | 鮎澤 美知 |
| 一般財団法人長野県老人クラブ連合会会长 | 池上 弘祥 |
| 一般社団法人長野県子ども会育成連合会会长 | 宮澤 淳治 |
| 社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会理事長 | 小林 和夫 |
| 長野県手をつなぐ育成会会长 | 中村 彰 |
| 長野県肢体不自由児者父母の会連合会会长 | 浅井 茂 |
| 特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会理事長 | 榛葉 智昭 |
| 社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会理事長 | 中山 吉泰 |
| 社会福祉法人長野県聴覚障害者協会理事長 | 井出 萬成 |
| 一般社団法人長野県知的障がい福祉協会会长 | 宮下 智 |
| 長野県身体障害者施設協議会会长 | 佐藤 正雄 |
| 社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 | 和田 恭良 |
| 公益財団法人長野県長寿社会開発センター理事長 | 内山 二郎 |
| 長野県公民館運営協議会会长 | 小林 公子 |
| 長野県消防長会会长 | 込山 忠憲 |
| 公益財団法人長野県消防协会会长 | 高橋 康徳 |
| 公益社団法人長野県防犯協会連合会代表理事 | 三木 正夫 |
| 一般財団法人長野県交通安全協会代表理事 | 高波 謙二 |
| 一般社団法人長野県警備業協会会长 | 竹花 長雅 |
| 一般財団法人長野県文化振興事業団理事長 | 近藤 誠一 |
| 長野県高等学校文化連盟会会长 | 根橋 悅子 |

【顧問】 13名

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|------------|--------|
| 衆議院議員 | 篠原 孝 |
| " | 下條 みつ |
| " | 井出 庸生 |
| " | 後藤 茂之 |
| " | 宮下 一郎 |
| " | 務台 俊介 |
| " | 太田 昌孝 |
| 参議院議員 | 吉田 博美 |
| " | 羽田 雄一郎 |
| " | 杉尾 秀哉 |
| " | 平木 大作 |
| " | 宮島 喜文 |
| " | 武田 良介 |

【参与】 30名

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|---------------------|--------|
| 長野県議会県民文化健康福祉委員会委員 | 佐々木 祥二 |
| " | 西沢 正隆 |
| " | 小池 清 |
| " | 依田 明善 |
| " | 寺沢 功希 |
| " | 村上 淳 |
| 長野県議会文教企業委員会委員 | 村石 正郎 |
| " | 風間 辰一 |
| " | 酒井 茂 |
| " | 荒井 武志 |
| " | 小池 久長 |
| " | 両角 友成 |
| " | 今井 正子 |
| 信濃毎日新聞社代表取締役社長 | 小坂 壮太郎 |
| 読売新聞長野支局長 | 三橋 信 |
| 朝日新聞長野総局長 | 石川 幸夫 |
| 中日新聞長野支局長 | 石川 浩 |
| 日本経済新聞社長野支局長 | 宮内 複一 |
| 毎日新聞長野支局長 | 長沢 英次 |
| 産経新聞社長野支局長 | 松本 浩史 |
| 株式会社市民タイムス代表取締役 | 新保 力 |
| 長野日報社長野支社長 | 宮坂 康弘 |
| 一般社団法人共同通信長野支局長 | 山鹿 秀一 |
| 時事通信社長野支局長 | 阿部 正人 |
| 日本放送協会長野放送局長 | 土岐 健 |
| 信越放送株式会社代表取締役社長 | 渡辺 雅義 |
| 株式会社長野放送代表取締役社長 | 外山 衆司 |
| 株式会社テレビ信州代表取締役社長 | 盛 浩二 |
| 長野朝日放送株式会社代表取締役社長 | 土屋 英樹 |
| 長野エフエム放送株式会社代表取締役社長 | 石川 佳一 |

設立総会 第2号議案

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 役員(案)

【会長】 1名

【副会長】 8名

| 区分 | 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|-----|------------------------|-------|
| 会長 | 長野県知事 | 阿部 守一 |
| 副会長 | 長野県議会議長 | 垣内 基良 |
| | 長野県副知事 | 太田 寛 |
| | 長野県副知事 | 中島 恵理 |
| | 長野県教育委員会教育長 | 原山 隆一 |
| | 公益財団法人長野県体育協会理事長 | 林 泰章 |
| | 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会理事長 | 三村 一郎 |
| | 長野県市長会会长 | 小口 利幸 |
| | 長野県町村会会长 | 藤原 忠彦 |

【常任委員】 48名

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|-------------------------|--------|
| 長野県議会副議長 | 諫訪 光昭 |
| 長野県議会県民文化健康福祉委員会委員長 | 小林 東一郎 |
| 長野県議会文教企業委員会委員長 | 堀場 秀孝 |
| 長野県市議会議長会会长 | 小林 治晴 |
| 長野県町村議会議長会会长 | 久保田 三代 |
| 長野県市町村教育委員会連絡協議会会长 | 坂口 昌夫 |
| 長野県危機管理監兼危機管理部長 | 池田 秀幸 |
| 長野県企画振興部長 | 小岩 正貴 |
| 長野県総務部長 | 小林 透 |
| 長野県県民文化部長 | 青木 弘 |
| 長野県健康福祉部長 | 山本 英紀 |
| 長野県環境部長 | 関 昇一郎 |
| 長野県産業政策監兼産業労働部長 | 土屋 智則 |
| 長野県観光部長 | 熊谷 晃 |
| 長野県農政部長 | 北原 富裕 |
| 長野県林務部長 | 山崎 明 |
| 長野県建設部長 | 油井 均 |
| 長野県警察本部長 | 内藤 浩文 |
| 長野県スポーツ推進審議会会长 | 古澤 栄一 |
| 公益財団法人長野県体育協会副会長 | 小坂 壮太郎 |
| " | 児玉 幹夫 |
| " | 萩原 清 |
| " | 林 泰章 |
| " | 矢島 富士雄 |
| 長野県レクリエーション協会会长 | 竹中 雅幸 |
| 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会副理事長 | 奥原 明男 |
| 長野県スポーツ少年団本部長 | 柴 満喜夫 |

| 機関・団体名及び役職 | 氏名 |
|--------------------------------|--------|
| 長野県スポーツ推進委員協議会会長 | 松井 元 |
| 長野県総合型クラブ連絡協議会会長 | 柳見澤 宏 |
| 長野県小学校長会会长 | 前田 好文 |
| 長野県中学校長会会长 | 武田 育夫 |
| 長野県高等学校校長会会长 | 内堀 繁利 |
| 長野県特別支援学校校長会会长 | 中原 順治 |
| 長野県私立中学高等学校協会会长 | 百瀬 康雄 |
| 長野県中学校体育連盟会会长 | 奥田 孝志 |
| 長野県高等学校体育連盟会会长 | 矢島 富士雄 |
| 国立大学法人信州大学学長 | 濱田 州博 |
| 一般社団法人長野県経営者協会会长 | 山浦 愛幸 |
| 長野県中小企業団体中央会会长 | 春日 英廣 |
| 一般社団法人長野県商工会議所連合会会长 | 北村 正博 |
| 長野県商工会連合会会长 | 柏木 昭憲 |
| 公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会会长 | 袖山 尚 |
| 公益社団法人長野県バス協会会长 | 中島 一夫 |
| 東日本旅客鉄道株式会社執行役員長野支社長 | 伊藤 悅郎 |
| 一般社団法人長野県観光機構理事長 | 野原 莞爾 |
| 長野県医師会会长 | 関 隆教 |
| 社会福祉法人長野県社会福祉協議会会长 | 腰原 愛正 |
| 一般社団法人長野県連合婦人会会长 | 中條 智子 |

【監事】 3名

| | |
|-----------------|-------|
| 長野県会計管理者兼会計局長 | 清水 深 |
| 長野県市長会事務局長 | 市川 武二 |
| 長野県町村会常務理事兼事務局長 | 中村 靖 |

第1回総会

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）

1 基本方針

第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会は、全ての県民の元気と力を結集して、夢、勇気、感動などスポーツの持つ限りない力と、本県の多彩な魅力を発信する大会として開催します。

大会の開催に当たっては、大会運営の簡素化・効率化を図るとともに、大会終了後を見据え、より多くの県民が各々の関心や適性等に応じて「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツに参加できる文化の創造と、地域の魅力発信による経済の活性化等を通じて、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) “スポーツ”で長野県を元氣にする大会

人生100年時代と言われる今、スポーツを健康に活かした取組を推進し、スポーツを通じた“健康長寿世界一の信州”的実現を目指すとともに、観光資源とスポーツ資源を融合させた地域活性化等にも取り組み、元気な長野県を推進する大会とします。

(2) “スポーツ”の振興を支える好循環を創出する大会

長野県の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次世代の選手を育成するなど、将来にわたり本県のスポーツ振興を支える好循環の形成に努めるとともに、子どもたちが夢や希望を未来へつなぐことができる大会とします。

(3) “スポーツ”で共生社会づくりを加速する大会

障がい者の社会参加の推進と社会の障がい理解を促進するとともに、障がいの有無に関わらず、スポーツを通じた交流を拡大するなど、誰にでも「居場所」と「出番」があり、多様性を尊重する共生社会づくりを力強く後押しする大会とします。

(4) “スポーツ”の環境づくりを推進する大会

少子高齢化社会を迎え、地域ごとに求められるスポーツ施設に対する需要が変化していく中にあって、将来にわたり安全で、適正なスポーツ施設環境を提供するとともに、誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進する大会とします。

(5) “スポーツ”が長野県のファンを増やす大会

豊かな自然環境、美しい景観など数々の長野県の誇れる魅力を県民一人ひとりが見つめ直し、県内外に発信するとともに、全国から訪れる数多くの来県者を温かいおもてなしの心で迎え、一人でも多くの方に長野県のファンとなっていただける大会とします。

平成29年度事業計画（案）

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の平成29年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則の策定
- (2) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会常任委員会及び専門委員会の設置
- (3) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催方針の策定
- (4) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程の策定
- (5) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針の策定
- (6) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基準の策定
- (7) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会総合開・閉会式会場選定基本方針の策定
- (8) 第82回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の策定
- (9) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針の策定
- (10) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針の策定
- (11) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画の策定
- (12) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

3 各種調査の実施

先催県の開催準備状況調査

4 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本体育協会及び関係機関・団体との連絡調整

平成29年度収支予算（案）

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の平成29年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

| 科 目 | 本年度予算額 | 説 明 |
|-------|--------|--------|
| 負 担 金 | 3,172 | 長野県交付金 |
| 合 計 | 3,172 | |

2 支出の部

(単位：千円)

| 科 目 | 本年度予算額 | 説 明 |
|-------|--------|-----------------------|
| 事 業 費 | 1,674 | 総会、常任委員会、専門委員会等会議開催経費 |
| 事務局費 | 1,498 | 事務局運営費 |
| 合 計 | 3,172 | |

総会から常任委員会への委任事項（案）

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定による常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第11条第4項第1号の「大会開催の基本方針」を除く。）及び計画の策定に関すること。
- 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。
- 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。
- 5 競技役員等の編成及び養成に関すること。
- 6 競技施設の整備計画に関すること。
- 7 総務企画及び運営に関すること。
- 8 大会実施競技に関すること。
- 9 広報及び県民運動に関すること。
- 10 宿泊及び衛生に関すること。
- 11 輸送及び交通に関すること。
- 12 式典の企画及び運営に関すること。
- 13 医療救護、警備及び消防に関すること。
- 14 その他大会開催準備に関する事項（会則第11条第4項第2号から第4号まで及び第6号の事項を除く。）。

参考資料

| | |
|--------------------------------------|----|
| ○ 国民体育大会の概要 | 31 |
| ○ 全国障害者スポーツ大会の概要 | 33 |
| ○ 国民体育大会（本大会）及び全国障害者スポーツ大会の開催順序等について | 34 |
| ○ 第33回国民体育大会（やまびこ国体）の概要 | 35 |
| ○ 第14回全国身体障害者スポーツ大会の概要 | 37 |
| ○ 国民体育大会開催基準要項（抜粋） | 38 |
| ○ 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 | 76 |

国民体育大会の概要

スポーツ課

1 主催

(公財) 日本体育協会 文部科学省 開催地都道府県

2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする目的とする。

3 開催時期及び開催期間

- (1) 冬季大会：1月～2月、5日間以内
- (2) 本大会：9月～10月、11日間以内

4 実施方式

- (1) 冬季大会と本大会の競技得点の合計を競う都道府県対抗方式で開催される。
- (2) 上記両大会で実施した全正式競技の男女総合成績1位に“天皇杯”、女子総合成績1位に“皇后杯”が授与される。

5 実施競技（競技数）

| 区分 | | 第70回(2015年) ～ 第73回(2018年) | 第74回(2019年) ～ 第77回(2022年) | 第78回(2023年) ～ 第81回(2026年) |
|------|----------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 本大会 | 毎年実施 | 34 | 36 | 36 |
| | 隔年実施 | 4 | 2 | 2 |
| | 開催地選択 | 隔年実施対象外から 1競技を選択 | 休止 | 休止 |
| | 合計 | 38 | 38 | 38 |
| 冬季大会 | 公開競技 | 4 | 5 | 7 |
| | デモンストレーションスポーツ | 開催都道府県が希望する競技 | | |
| | 特別競技 | 1 | 1 | 1 |
| 冬季大会 | 正式競技 毎年実施 | 3 | 3 | 3 |
| | デモンストレーションスポーツ | 開催都道府県が希望する競技 | | |

※ 第78回～81回大会の実施競技は別紙のとおり(第82回大会以降の開催競技については、今後(公財)日本体育協会で検討)なお、実施競技は4年ごとに見直すこととされている。

6 大会規模等(出典：日体協発行「Sports Japan」による。)

- ・国体参加選手約2万人
- ・観客動員約60万～70万人
- ・大会開催経費約100億～150億円
- ・経済効果約500億～600億円

[第72回(2017年) 国体への長野県選手団派遣人数：冬季大会(長野県)250人、本大会(愛媛県)431人]

7 その他

- (1) 戦後の混乱期の中、スポーツを通して国民に希望と勇気を与えようと、昭和21年(1946年)、京都を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催された。
- (2) 各都道府県持ち回り方式で毎年開催され、昭和36(1961)年からは、国のスポーツ振興法に定める重要行事の一つとして行われている。(※ 平成23年(2011年)からは、スポーツ基本法第26条に定められている。)
なお、本県では、昭和53年(1978年)に第33回大会を「やまびこ国体」として開催し、昭和63年(1988年)の第43回京都大会から、二巡回開催となる。

第78回大会（2023年）～第81回大会（2026年）における実施競技について

1 本大会

(1) 正式競技：計38競技

ア 毎年実施競技：計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

イ 隔年実施競技：計2競技（※ 下記種目のうち、1種目を実施）

ボクシング、クレー射撃

※ 「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

(2) 公開競技：計7競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストレーションスポーツ

上記「(1) 正式競技」及び「(2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

例：ウォーキング、ソフトバレー、スポーツ吹矢 等

(4) 特別競技：計1競技

高等学校野球

2 冬季大会

(1) 正式競技

ア 每年実施競技：計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

全国障害者スポーツ大会の概要

障がい者支援課

1 主 催

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村、その他関係団体

2 目 的

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 開催時期及び開催期間

国民体育大会本大会の直後を原則として、3日間（例年、概ね10月中）

4 参加資格

13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

5 実施競技

| 区分 | | 競技数 | 競 技 名 (身:身体障がい者、知:知的障がい者、精:精神障がい者) | |
|--------|------|---|--|--|
| 正式競技 | 個人競技 | 6 | ・陸上競技（身・知） ・アーチェリー（身） ・卓球（身・知）【サウンドテーブルテニス（身）を含む】 ・ボウリング（知） | ・水泳（身・知） ・フライングディスク（身・知） |
| | 団体競技 | 7 | ・バスケットボール（知） ・ソフトボール（知） ・サッカー（知） ・バレーボール（身・知・精） | ・車椅子バスケットボール（身） ・グランドソフトボール（身） ・フットベースボール（知） |
| オープン競技 | | 広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、主催者間で協議のうえ実施 | | |

※正式競技については、全国障害者スポーツ大会大会委員会で協議し、開催年の5年前までに日本障がい者スポーツ協会が決定。

※今後導入が予定されている競技：2019年～卓球（精）、2021年～ボッチャ（身）

6 大会規模等

・選手 約3,500人 　・役員 約2,000人

・観客 約32,000人 (H28 いわて大会)

・大会開催経費 約20億円

[第17回(2017年)えひめ大会への長野県選手団派遣人数：38人]

7 その他

- (1) 全国障害者スポーツ大会は、昭和40年(1965年)から行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年(1992年)から行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年(2001年)から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。
- (2) 本県では、昭和53年(1978年)「やまびこ国体」の開催後に、「第14回全国身体障害者スポーツ大会(やまびこ大会)」を開催して以来の開催となる。

国民体育大会(本大会)及び全国障害者スポーツ大会の開催順序等について

1 国民体育大会(本大会)の開催順序について

大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。【日本体育協会 国民体育大会開催基準要項12】

| 地 区 | ブロック | 都道府県名 |
|-----|--------|--------------------------|
| 東 | 北海道(1) | 北海道 |
| | 東北(6) | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| | 関東(8) | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 |
| 中 | 北信越(5) | 新潟、長野、富山、石川、福井 |
| | 東海(4) | 静岡、愛知、三重、岐阜 |
| | 近畿(6) | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 西 | 中國(5) | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| | 四国(4) | 香川、徳島、愛媛、高知 |
| | 九州(8) | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

(注)都道府県名のゴシックは、2巡目国体未開催県(*)

(未開催県=開催済または開催決定・内定・内々定を受けていない県)

2 全国障害者スポーツ大会の開催順序について

国民体育大会(本大会)の開催都道府県で開催する。【全国障がい者スポーツ協会 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱5】

3 開催実績及び開催予定について

| 回 国体 | 年 全spo (身spo) | 開催ブロック | 開 催 県 | 備 考 |
|---------|---------------------|--------|-------|-------------|
| 1 | 一 1946 | | 近畿地区 | |
| 33 | (14) 1978 | | 長 野 | 1巡目「やまびこ国体」 |
| 43 | (24) 1988 | | 京 都 | 2巡目(初回) |
| 72 | 17 2017 | 西 | 愛 媛 | 開催済 |
| 73 | 18 2018 | 中(北信越) | 福 井 | 開催決定 |
| 74 | 19 2019 | 東 | 茨 城 | " |
| 75 | 20 2020 | 西 | 鹿 児 島 | " |
| 76 | 21 2021 | 中(東 海) | 三 重 | 開催内定 |
| 77 | 22 2022 | 東 | 栃 木 | " |
| 78 | 23 2023 | 西 | 佐 賀 | 開催内々定 |
| 79 | 24 2024 | 中(近 畿) | 滋 賀 | " |
| 80 | 25 2025 | 東 | 青 森 | " |
| 81 | 26 2026 | 西 | 宮 崎 | " |
| 82 | 27 2027 | 中(北信越) | 長 野 | " |
| 83 | 28 2028 | 東 | 群 馬 | " |

(注) 全spoの前身は、昭和40年から始まった全国身体障害者スポーツ大会。

平成13年に知的障害者スポーツ大会と統合し、第1回全国障害者スポーツ大会が開催された。

第33回国民体育大会（やまびこ国体・昭和53年（1978年）開催）の概要

1 会期及び参加者数

| 大会名 | 会期 | |
|------|---------------|----------------|
| 冬季大会 | 1月22日 | ～ 1月25日 (スケート) |
| | 2月19日 | ～ 2月22日 (スキー) |
| 夏季大会 | 9月10日 ～ 9月13日 | |
| 秋季大会 | 10月15日 | ～ 10月20日 |

*アイスホッケーは、スピードスケート等同様にスケート競技の種目として開催

2 参加者数

| 大会名 | 参加者数 | |
|------|-------|---------|
| 冬季大会 | 監督・選手 | 3,233人 |
| | 本部役員 | 644人 |
| 夏季大会 | 監督・選手 | 3,254人 |
| | 本部役員 | 293人 |
| 秋季大会 | 監督・選手 | 17,064人 |
| | 本部役員 | 842人 |

3 テーマ

「やまびこ国体」

長野県の山なみに、スポーツマンの声がこだましている情景を表したもので、若さ、交流、新鮮さを表現している。

4 スローガン

「日本の屋根に手をつなぐ」

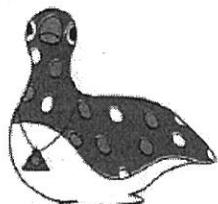
日本の屋根信州で、長野県民をはじめすべての国民が友情の輪を広げる情景を表現している。

5 シンボルマーク



緑の三角形が山なみを、オレンジの円が人の和を表現している。

6 マスコット



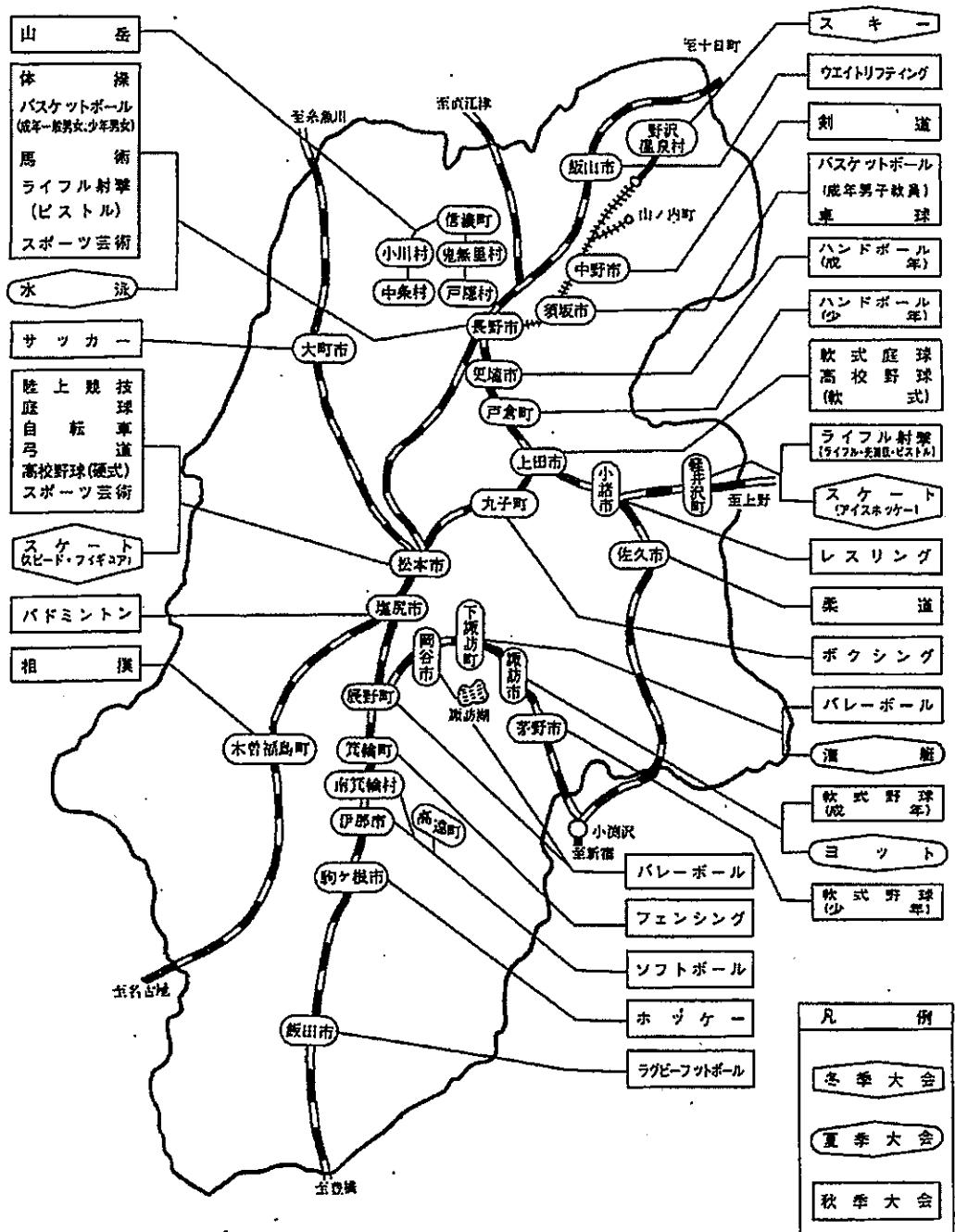
県の鳥らいちょうをデザイン化したもの。

7 実施競技及び会場地市町村

(1) 式典

| 大会名 | 会 場 | 備 考 |
|------|--------------------------|---------------------------|
| 冬季大会 | 開会式 スケート 長野県営総合運動場 陸上競技場 | 廃止 |
| | スキー 野沢温泉統合中学校 建設予定地 | 現在 野沢温泉中学校 |
| 夏季大会 | 閉会式 スケート 松本社会文化会館 | 現在 浅間温泉文化センター |
| | スキー 野沢温泉体育館 | |
| 秋季大会 | 開会式 長野市営総合市民プール | 現在 長野運動公園総合市民プール(アクアウイング) |
| | 閉会式 長野県松本運動公園 陸上競技場 | 現在 松本平広域公園 陸上競技場 |

(2) 競技会



第14回全国身体障害者スポーツ大会 (やまびこ大会・昭和53年(1978年))の概要

1 会期

昭和53年10月28日(土)・29日(日) (2日間)

2 参加者数

- ・選手 869人
- ・役員・介護人等 2,197人

3 大会スローガン

「さわやかに あたたかく ひたむきに」

4 実施競技及び会場

| 競 技 等 | 会 場 |
|-------------|---|
| 開・閉会式 | 松本運動公園 ¹ 陸上競技場 〔※閉会式は雨天のため、陸上競技場から体育館に 変更して実施〕 |
| 陸上競技 | 松本運動公園 陸上競技場 |
| 車いすバスケットボール | 松本運動公園 体育館(メイン) |
| 卓球 | 松本運動公園 体育館(サブ) |
| アーチェリー | 松本運動公園 球技場 |
| 水泳 | 松本勤労身体障害者屋内プール ² |
| 盲人野球 | 松本市営野球場 ³ |

注) 1 松本運動公園:現・松本平広域公園。

2 松本勤労身体障害者屋内プール:松本市中央(勤労者福祉センター隣)に所
在。平成17年廃止。

3 松本市営野球場:やまびこドームの場所に所在。昭和63年廃止。

国民体育大会 開催基準要項則

(平成29年8月25日)



国民体育大会開催基準要項

1 総 则
国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的
大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようととするものである。

3 性 格
大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
- 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として毎年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

- (1) 大会の開催方法
 - 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
 - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
 - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。

公益財團法人
日本体育協会



(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期
1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注]1) 公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで
2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日本体協が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日本体協が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間に他の競技的催し物等を実施することとはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技及び参加人員等は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあっては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができます。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(56頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典・総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニアーミュニコーム規程」(57頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員
(3) 従員
大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 アンチ・ドーピング活動の実施
大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(59頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員
(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技及びデモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24頁)により実施することができる。

11 表彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。
(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64頁)により授与する。

(4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

| 地区 | ブロック | 都道府県名 |
|----|------|--------------------------|
| 東 | 北海道 | 北海道 |
| | 東北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| | 関東 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 |
| 中 | 北信越 | 新潟、長野、富山、石川、福井 |
| | 東海 | 静岡、愛知、三重、岐阜 |
| | 近畿 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 西 | 中国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| | 四国 | 香川、徳島、愛媛、高知 |
| | 九州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

(3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育委員会(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日本体育協会及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
(2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
(3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
(4) 日体協は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体育委員会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日本体育協会及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
(2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
(3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
(4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
(2) 日体協は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

- 大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
1) 国民体育大会マーク(图形)
2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(图形)
3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであつて同一の称呼及び概念を生ずるもの
4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
5) 競技別シルエット(图形)
6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
(2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
(3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に関するマスコットを制定することができる。
(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標準の使用に関する規程」(65頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについても、除くものとする。
(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標準デザインガイドライン」(68頁)によるものとする。

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催が当該市町村大会を開催する。
3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
4) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。

- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

- (1) 本要項第8項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異なる記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができます。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式

- 開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表

- 表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火練習
国体旗引継
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

【冬季大会】

- 冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。
- (1) 国体旗は、総合開会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、団体旗の保管は、日体協が行う。

21 国体旗引き継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合開会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、団体旗の保管は、日体協が行う。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。
名譽会長 文部科学大臣
会長 日体協会長
副会長 日体協副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問 日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会会長、文部科学副大臣、文部科学次官、文部科学省大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参議院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市长会会長・町村長会会长・市議長会会長・町村議長会会長・開催県スポーツ振興議会会長
参与 スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長・開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与

委員長 日体協国民体育大会委員会委員長
 副委員長 日体協事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
 総務委員 日体協国民体育大会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長・担当部長・担当課長
 委員長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県実行委員会事務部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県実行委員会事務局の課長以上
 ※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名譽会長 会場地市町村長
 副会長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県実行委員会事務部会委員・会場地市町村実行委員会事務局長
 副会長 全国を統轄する競技団体顧問・都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
 参与 全国を統轄する競技団体副会長・教育委員・教育会長・会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与・会場地市町村議会議長・参与・全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
 委員長 会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
 副委員長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA事務局担当者又はこれに準ずる者
 委員長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA事務局担当者又はこれに準ずる者
 参与 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA事務局担当者又はこれに準ずる者
 教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。
 (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会
 (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
 (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもつて構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会
 (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体協議の上、必要に応じて設置する。
 (2) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。
 (3) 実行委員会には、事務局を設ける。

- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。
 - ① 競技施設の計画 ② 大会役員及び競技会役員編成基準 ③ 中央競技団体数及び所要経費基準 ④ プスター图案 ⑤ 国民体育大会マークを含めたシンブルマーク ⑥ 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦ 報道に関する事項 ⑧ 配像映画等製作に関する事項 ⑨ 宿泊、交通及び医療要項 ⑩ 集団競技の内容 ⑪ その他必要な事項
 - (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。
 - ① 大会開催に関する予算及び決算 ② 皇族に関する事項 ③ 実行委員会の規程及び委員 ④ 大会に関するマスコット ⑤ 招待者の範囲 ⑥ 表彰に関する事項 ⑦ 大会の諸会議日程 ⑧ その他必要な事項
- 26 各競技の実施要項
 大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。
- 27 参加申込み
 (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。
 (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
 (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
 (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
 (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
 (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。
- 28 大会参加負担金
 (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
 (2) 負担金の額は、日体協が定める。
 (3) 負担金は、定められた締切日までに日体協に納入する。
 (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
 (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

2.9 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

3.0 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第10項で定める。
- (3) プログラムは、有料で販売する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

| | |
|-------------|-------|
| 大会役員 | 各1部 |
| 参加選手団 | 各5部 |
| 競技団体 | 各2部 |
| 報道関係者 | 1社各1部 |
| 2) 競技別プログラム | |
| 競技団体 | 各5部 |
| 競技会役員・競技役員 | 各1部 |
| 参加選手団 | 各2部 |
| 競技別監督 | 各1部 |
| 参加選手全員 | 各1部 |
| 報道関係者 | 1社各1部 |

3.1 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手500名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計20名以内とする。
- ② 参加選手300名以上500名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計15名以内とする。
- ③ 参加選手300名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計10名以内とする。

2) 冬季大会

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも5名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを常設するものとする。なお、専向するスポーツドクターは日本協会認可スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを常設する。なお、専向できるアスレティックトレーナーは日本協会認可アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

3.2 観察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会観察のため観察員を派遣することができる。

- (2) 観察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。

- (3) 観察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

- (4) 観察員は、原則としてすべてでの会場に入場することができる。

- (5) 観察員には、観察員章を交付する。

3.3 大会経費

- 大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本体協補助金並びに開催県(会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。
- ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

3.4 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本体協と協議の上、発行、徴収することができる。

3.5 宿　舎

- (1) 大会参加者及び観察員並びに報道員の宿舎は、開催地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3 m²(2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

3.6 文　通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

3.7 記　録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82頁)に基づき行るものとする。

38 報道

(1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。

(2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

(3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

39 国民スポーツ振興事業への協力

(1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力をを行うものとする。

(2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

(1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。

(2) 實施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79頁)に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

(1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。

(2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79頁)に基づき、日体協と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

(1) 日体協及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第11項で定める。

(2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、観察員並びにその他選手団役員とする。

(3) 补償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力をを行うものとする。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

| | | | | |
|---|---------|------------------|---------------------------|---------------------|
| 昭和 30 年 | 12 月 | 4 日第 1 次改定 | 平成 17 年 | 12 月 第 22 日第 28 次改定 |
| 昭和 32 年 | 10 月 | 25 日第 2 次改定 | (10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用) | |
| 昭和 37 年 | 3 月 | 1 日第 3 次改定 | 平成 18 年 3 月 第 9 日第 29 次改定 | |
| 昭和 41 年 | 3 月 | 29 日第 4 次改定 | (7 項(5)は第 63 回大会から適用) | |
| 昭和 48 年 | 7 月 | 10 日第 5 次改定 | 平成 19 年 3 月 第 7 日第 30 次改定 | |
| 昭和 51 年* | 6 月 | 2 日第 6 次改定 | 平成 19 年 7 月 1 日第 31 次改定 | |
| 昭和 52 年 | 7 月 | 13 日第 7 次改定 | 平成 20 年 12 月 17 日第 32 次改定 | |
| 昭和 54 年 | 5 月 | 9 日第 8 次改定 | (改定内容は第 70 回大会から適用) | |
| 昭和 55 年 | 1 月 | 23 日第 9 次改定 | 平成 22 年 6 月 18 日第 34 次改定 | |
| 昭和 55 年 | 9 月 | 9 日第 10 次改定 | 平成 22 年 12 月 16 日第 35 次改定 | |
| 昭和 58 年 | 12 月 | 7 日第 11 次改定 | (39 項は第 69 回本大会から適用) | |
| (8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行) | 7 月 | 13 日第 12 次改定 | 平成 23 年 3 月 25 日第 36 次改定 | |
| 昭和 63 年 | 8 月 | 24 日第 13 次改定 | 平成 23 年 4 月 1 日第 37 次改定 | |
| 昭和 63 年 | 8 月 | 15 日第 14 次改定 | 平成 23 年 6 月 24 日第 38 次改定 | |
| 平成 5 年 | 6 月 | 8 日第 15 次改定 | 平成 23 年 8 月 25 日第 39 次改定 | |
| 平成 5 年 | 6 月 | 29 日第 16 次改定 | 平成 23 年 12 月 15 日第 40 次改定 | |
| 平成 6 年 | 5 月 | 10 日第 17 次改定 | 平成 24 年 6 月 21 日第 41 次改定 | |
| (9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用) | 平成 6 年 | 7 月 5 日第 18 次改定 | 平成 24 年 12 月 20 日第 42 次改定 | |
| 平成 6 年 | 6 月 | 17 日第 19 次改定 | 平成 25 年 3 月 7 日第 43 次改定 | |
| (8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用) | 平成 10 年 | 6 月 16 日第 20 次改定 | 平成 25 年 6 月 21 日第 44 次改定 | |
| 平成 11 年 | 6 月 | 16 日第 21 次改定 | 平成 25 年 12 月 12 日第 45 次改定 | |
| 平成 11 年 | 9 月 | 7 日第 21 次改定 | 平成 26 年 3 月 13 日第 46 次改定 | |
| (29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行) | 平成 11 年 | 6 月 16 日第 22 次改定 | 平成 27 年 3 月 12 日第 47 次改定 | |
| 平成 13 年 | 1 月 | 6 日第 23 次改定 | 平成 27 年 12 月 10 日第 48 次改定 | |
| 平成 13 年 | 3 月 | 14 日第 24 次改定 | 平成 29 年 3 月 8 日第 49 次改定 | |
| 平成 14 年 | 7 月 | 2 日第 25 次改定 | 平成 29 年 4 月 3 日第 50 次改定 | |
| 平成 15 年 | 4 月 | 25 日第 25 次改定 | 平成 29 年 8 月 25 日第 51 次改定 | |
| 平成 15 年 | 8 月 | 19 日第 26 次改定 | | |
| 平成 17 年 | 6 月 | 16 日第 27 次改定 | | |
| (改定内容は第 61 回冬季大会スケートアイスボッシャー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する) | | | | |

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すこととする。

(2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

1. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたつて頗る普及及び認知度が深まれば、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。
 ■ 「新しい国民体育大会を求めて～國体改革2003～」（概要版）
 ■ 「21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技層に競争の機会・育成の機会として、充実・活性化の促進
 ■ 「国体の今後のあり方プロジェクト報告書」
 国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核となる競技者が一同に会し、都道府県連盟のものと毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者による高水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

(1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
 (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点算算対象競技として実施する。
 (3) 競技競技は、後記II-1-(1)、II-2-(1)及びII-3-(1)に記載の「選定基準」（16 頁、18 頁、20 頁）に基づき審査を行へ、選定する。
 (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1 大会あたり 40 競技を実施するものとする。

・「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 •「毎年実施競技」：毎年実施する競技のうち、当該年に周年実施の対象となっていない
 •「開催地選択競技」：周年で実施する競技の中から開催都道府県が選択する競技
 2. 公開競技
 競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健やか増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（23 頁）により実施することができる。
 (1) 日体協加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定期において「国民体育大会公開競技実施基準」（23 頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
 (2) 實施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
 (3) 天皇杯・皇后杯得点算算対象競技としない。
 (4) 實施及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. モンストレーションスポーツ
 開催都道府県体育協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会モンストレーションスポーツ実施基準」（24 頁）により実施することができる。

4. その他
 高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

II. 各大会の実施競技
1. 第70回大会(平成27年)～第73回大会(平成30年)【第1期実施競技選定】

(1) 選定基準

- ① 正式競技の基礎的条件
国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。
- ② 中央競技団体部会支部組織が、次の条件をすべて満たしていること。
ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。
イ. 国内外における競技の位置づけ。
- ③ 国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。
ア. オリンピック競技大会の実施競技 種目であること。
イ. わが国古来の伝統的な競技において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技団体向上の一翼を担う競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技団体向上の一翼を担う競技であること。
本項目に該当する競技について、は、国際的な普及として、次の条件のうち4つ以上を満たしていること。
ア) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。
イ) 当該競技の国際的な組織 (IF) へ加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。
ウ) 当該競技の国際的な組織 (IF) が、半世紀 (50 年) 以上の歴史を有していること。
エ) スポーツアコード [日GAISF(国際競技団体連合)] に加盟している団体の競技であること。
オ) アジア競技大会で実施されている競技であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査(書面調査)」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行、各競技の実施競技区分「[「正式競技」(毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技)、「公開競技」、「デモンストレーションスポート」]」を決定する。

① ※国内外における競技の位置づけ

| 競技の位置づけ | 配点 |
|---------------------------------------|------|
| ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。 | 300点 |
| イ. わが国古来の伝統的な競技(武道)。 | 100点 |
| ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技団体向上の一翼を担う競技。 | 100点 |

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

| 項目 | 書面調査 | ヒアリング | 小計 |
|---|------|-------|------|
| 項目1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを構成するための競技者が数が、特にジュニア層を中心各有年 | 300点 | — | 300点 |
| 輪滑において充実していること。 | | | |
| 項目2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技員、並びに競正競技選手を行う審判員の確保が十分できること。 | 200点 | — | 200点 |

| 項目 | 書面調査 | ヒアリング | 小計 |
|---|------|-------|--------|
| 項目3 国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地区で、予選会(都道府県予選及びブロック予選)が行える施設が整っていること。 | 100点 | — | 100点 |
| 項目4 特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じて、国民体育大会を整備していること。 | 100点 | 200点 | 300点 |
| 項目5 当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の奨励・発展につれて協力姿勢が認められること。 | 50点 | 100点 | 150点 |
| 項目6 当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。 | 50点 | 100点 | 150点 |
| 項目7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。 | 50点 | 100点 | 150点 |
| 項目8 監督に関する、日本スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。 | 50点 | 100点 | 150点 |
| 小計 | 900点 | 600点 | 1,500点 |

(2) 評価結果(実施競技の区分)

① 正式競技 : 計 41 競技

(A) 每年実施競技 : 計 37 競技

〔本大会〕 計 34 競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バドミントン、ソフトボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、

アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボクシング、ゴルフ

〔冬季大会〕 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 例年実施競技 : 計 4 競技

〔本大会〕 計 4 競技

軟式野球、競剣道、なぎなた、トライアスロン

〔冬季大会〕 評価競技なし

(C) 開催地選択競技

上記 (B) の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となつた2競技の中から開催都道府県が 1 競技を選択して実施する。

2) 公開競技 : 計 4 競技

〔本大会〕 計 4 競技

縄引、パワーリフティング、データボール、グラウンド・ゴルフ

〔冬季大会〕 評価競技なし

3) デモンストレーションスポート

上記「(1) 正式競技」及び「(2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

ただし、日体協加盟(専修四科)団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポート実施要項」(22頁)に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

〔本大会〕 計 1 競技

高等学級選抜

〔冬季大会〕 評価競技なし

2. 第74回大会（平成31年）～第77回大会（平成34年）【第2期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日本協会認定競技団体の競技であること。
日本協会認定競技団体の競技であることを。(満足度は「正式競技」として実施しない)。

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。
中央競技団体支部組織が、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が送りし、中央競技団体へ加盟していること。
イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 國體的に普及し、より競技性が高く、国際競技方向の一翼を担う競技であること。
ただし、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する競技であること。

(ア) 国民体育大会の競技選定において、オリビンピック競技大会での実施が決定している
競技であること。

(イ) 國體的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が編成されていること。
b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の系統組織（NF）数が50以上であるること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。
d) スポーツアコード【日GAFSF（国際競技研究連合）】に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。
当該競技は、日本古来の伝統文化として、相忯の歴史を有する競技（伝道）であること。なお、
本項目該当する日本協会認定団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた。
※ 準備は項目アー(ア)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価されない。
空手道は項目アー(ア)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価されない。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技）、公開競技、「デモンストレーションスポート」】を決定する。

① ※基礎的な配点

| 競技の位置付け | 配点 |
|--|------|
| ア. 國際的に普及し、より競技性が高く、国際競技方向の一翼を担う競技 (次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する競技) | 300点 |
| (ア) オリンピック競技大会での実施が決定している競技 | |
| (イ) 國際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技 | |
| a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。 b) IFへ加盟している国・地域の系統組織（NF）数が50以上であること。 c) IFが半世紀（50年）以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード【日GAFSF】に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。 | 200点 |
| イ. わが国古来の伝統的な競技（伝道） | 100点 |
| ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技 | 100点 |

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

| 項目 | 書面調査 | ヒアリング | 小計 |
|---|--------|-------|--------|
| 項目1 各都道府県において、本大会出場者を避ける、又は代替チームを編成するための競技者が数が、特にシェニア層を中心各有年齢層にわたって充実していること。 | 300点 | — | 300点 |
| 項目2 各都道府県において、幼稚園が大会運営に必要な競技設備、並びに競正大会運営を行なう審判員の準備が十分にできていること。 | 200点 | — | 200点 |
| 項目3 国民体育大会開催基準要領に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行なわれる施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。 | 100点 | — | 100点 |
| 項目4 特にシェニア層の競技者を中心として、団体を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。 | 150点 | 150点 | 300点 |
| 項目5 当該競技団体が、日本体操と連携して団体の在来・發展及び安定的な運営を図ることにつけて協力委員会が設められること。 | 100点 | 100点 | 200点 |
| 項目6 日本体操が実施する協賛制度に協力が可能であること。 | 50点 | 50点 | 100点 |
| 項目7 ドーピング防止活動を行なっていること。 | 75点 | 75点 | 150点 |
| 項目8 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。 | 75点 | 75点 | 150点 |
| 項目9 監督に關して、日本体操スポーツ指導者資格保有の教練を受けを行っていること。 | 75点 | 75点 | 150点 |
| 項目10 当該競技団体が、全国的な競技団体として外的にも認明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。 | 75点 | 75点 | 150点 |
| 小計 | 1,200点 | 600点 | 1,800点 |

② 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 : 計41競技

〔本大会〕 計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、欅弓野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン、スキースケート、アイスホッケー

- (6) 周年実施競技 : 計 2 競技
 「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「モニストレーションズボーッジ」、「特別競技】を決定する。

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

| ① 評価項目 | | 大項目 | 中項目 | 配点 |
|--------|----------------------|--|------|----|
| 項目名 | | | | |
| 項目1 | 競技会の活性化 | (1) 競技普及に向けた取り組み (2) 国体へのツアースリークの参加促進に向けた取り組み (3) 競技会の大会活動 (4) 日体協の国民協賛制度や国体PR活動等への協力体制 | 130点 | |
| 項目2 | ジュニア世代(18歳以下) の充実 | (1) ジュニア世代競技者を含めた位置付けた強化・育成・普及 (2) ジュニア世代選抜競技者数 (3) ジュニア世代競技者に向けた具体的な取り組み (4) タレント発掘に向けた取り組み | 200点 | |
| 項目3 | 女子スポーツの推進 | (1) 女子競技者を含めた位置付けた強化・育成・普及・プラン (2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み (3) 女生の競技者数・指導者数・審判員数 (4) 国体実施種目(参加人員)の男女比率 (5) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況 (6) 女子競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備 (7) 国際連盟・ドーピング機構への加盟 (8) アンチドーピング活動の実施状況 | 200点 | |
| 項目4 | スポーツ医・科学サポート の充実 | (1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況 (2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備 (3) 国際連盟・ドーピング機構への加盟 (4) フィットネス活動の実施状況 | 120点 | |
| 項目5 | 競技会の開催・運営能力 | (1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数 (2) 各都道府県における競技役員(審判員以外)の就業状況 (3) 指導者・審判員等の養成計画および実施状況 (4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力 (5) 各都道府県における施設整備状況 | 150点 | |
| 項目6 | 競技団体のガバナンス | (1) 緊密根絡、セカハラ・ハラハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み (2) 財務状況 (3) 役員紛争、不正経理、八百景防止等の取り組み (4) 選手選考の適正化に向けた取り組み (5) 外部からの意見等の反映 (6) 人材育成 (7) スポーツ仲介を利用した紛争解決を行なうとの意思表示 | 200点 | |
| | 合計 | 1,000点 | | |

② 評価結果（実施競技の区分）

- 1) 正式競技 : 計 41 競技
 (A) 每年実施競技 : 計 39 競技
 [次大会] 計 38 競技
 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、卓球、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スキー、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
- イ. わが国古来の伝統的な競技であること。
 当競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有している競技（伝道）であること。

[冬季大会] 計 3 競技
 スキー、スケート、アイスホッケー

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

- (6) 周年実施競技 : 計 2 競技
 「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（ス

(3) 隅年実施競技 : 計2競技
〔本大会〕 計2競技
ボクシング、クレー射撃
〔冬季大会〕 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち、「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計7競技
上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。
なお、日体協加盟（特別加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションス
ポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

3) デモンストレーションスポーツ
上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。
なお、日体協加盟（特別加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションス
ポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技
〔本大会〕 計1競技
高等学年野球
〔冬季大会〕 該当競技なし

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

- 対象競技
 - 公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。
 - 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の加盟競技団体の競技であること（増加部は「公開競技」として実施しない）。
 - 当該競技団体の支部組織が、24以上 の都道府県において、当該都道府県体育（スポーツ）協会へ加盟していること。

- 実施規模
 - 競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準規模とする。
ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。
- 実施時期
 - 当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

- 実施について
 - 実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。
 - 競技会の会期（4日間を上限とする）
 - 競技会の実施内容及び方法
 - 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
 - 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

- 実施決定の時期と申請
 - 当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日本体育協会長及び文部科学大臣あて提出する。
 - 実施競技名
 - 会場地、会場
 - 参加人員
 - その他特に必要とする事項
- 企業協賛
 - 別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（81頁）に基づき実施することができる。

- その他
 - 総合表彰の対象競技としない。
 - 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
 - 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
 - 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

- (附則)
本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。
本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。
本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

国民体育大会における実施競技区分の概念図

| 競技区分 | 所属 | 競技形式 | 会期 | 成績 |
|--|-------------------|----------------|---------|------------------|
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1; border-right: 1px solid black; padding-right: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <small>天皇杯・皇后杯 成績対象競技</small> 正式競技 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">毎年実施競技</div> <div style="width: 30%;">隔年実施競技</div> <div style="width: 30%;">開催地選択競技 <small>※第74回～第81回 大会は休止</small></div> </div> | 日体協加盟 (準加盟除く) | 都道府県対抗 | 大会会期内 | 天皇杯・皇后杯 成績対象 |
| 公開競技 | 中央競技団体の 考え方による | 開催県の 考え方による | 大会会期前・内 | 天皇杯・皇后杯 成績対象外 |
| デモンストレーションスポーツ | 開催都道府県 体協加盟・認定 | | | |

[補足]

- 各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。
- 高等学校野球競技については、第70回～第81回大会においては「特別競技」とする。

国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ振興を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

- 実施対象
原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。
なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。
- 運営について
開催地都道府県競技団体が主管する。
- 参加者の範囲
原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。
- 実施決定の時期と申請
当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財團法人日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。
 (1) 実施競技名
 (2) 実施する理由
 (3) 会場地、会場
 (4) 参加人員
 (5) 参加資格
 (6) 実施方法
 (7) その他特に必要とする事項
- 実施時期
当該大会開催年度の4月1日以後、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日体協が決定する。
- その他
 (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
 (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

(附 则)
本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。
本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。
本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。
本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

国民体育大会実施競技の分類

| 項目 | 正式競技 | 公開競技 | デモンストレーションスポーツ |
|----------|---|--|--|
| 実施までの手続き | <p>(1)「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。</p> <p>(2)日本体育協会、開催県並びに当該中央団体で、実施内容について協議する。</p> <p>(3)開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日本体育協会に提出する。</p> <p>(4)開催申請書について、国体委員会の審議を経て、文科省と協議する。</p> <p>(5)日本体育協理事会にて決定する。</p> | <p>(1)実施中央団体は開催県と実施内容(規模含む)等について、協議する。</p> <p>(2)開催県において実施態度を決定する。</p> <p>(3)日本体育協会と開催県は実施競技について協議する。</p> <p>(4)開催県は、開催内定時(5年前)までに、実施競技名を明記した必要書類等を日本体育協会に提出する。</p> <p>(5)国体委員会で審議、決定する。</p> | <p>(1)実施希望開催県団体と開催県で協議する。</p> <p>(2)開催県において実施態度を決定する。</p> <p>(3)開催決定時(3年前)までに必要書類等を作成し、日本体育協会に提出する。</p> <p>(4)国体委員会で審議、決定する。</p> |
| その他 | <p>[実施競技の見直し]</p> <p>(1)正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日本体育協会に提出しなければならない。</p> <p>(2)日本体育協会は提出された報告書を精査し、「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる <p>※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。</p> <p>※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。</p> | <p>[競技会実施の条件]</p> <p>公開競技を実施するにあたっては、次のことを原則とする。</p> <p>(1)競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舎の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。</p> <p>(2)開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。</p> <p>(3)参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。</p> | |

* 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする
 日本体育協会：日本体育協会／国民体育大会委員会：国体委員会／文部科学省：文科省／中央競技団体：中央団体
 開催都道府県：開催県／都道府県体育協会：県体育協会／都道府県競技団体：県団体

参考

国民体育大会実施競技の分類

| 項目 | 正式競技 | 公開競技 | デモンストレーションスポーツ |
|-----------|--|---|--|
| 実施の主体 | 日本体育協会、文科省、開催県 | 当該中央団体 | 開催県 |
| 性格・位置づけ | 「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、我が国の各年齢層にわたって頗著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技とする。 | 正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ振興の観点(地方スポーツの振興、国民の健やか増進・体力の向上等)から、実施することができる。 | 従前実施されていた「デモンストレーション」としてのスポーツ行事に準じて実施するものとする。 |
| 競技形式 | 都道府県対抗 | 当該中央団体の考え方による | 当該開催県及び県団体の考え方による |
| 総合成績 | 男女総合成績(天皇杯)、女子総合成績(皇后杯)の得点対象競技とする。 | 男女総合成績(天皇杯)、女子総合成績(皇后杯)の得点対象としない。 | 男女総合成績(天皇杯)、女子総合成績(皇后杯)の得点対象としない。 |
| 実施規模等 | 本大会(37競技)及び冬季大会(3競技)合わせて40競技とする。 | 当該中央団体と開催県が調整の上、日本体育協会が決定する。 参加人員及び施設基準については、特に定めない。 | 当該開催県と県団体が調整の上、日本体育協会が決定する。 |
| 競技会会期 | <p>(1)開催県は当該中央団体と調整の上、日本体育協会が決定する。</p> <p>(2)実施時期については、大会会期を原則とする。</p> <p>(3)開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。但し、その競技数は3競技程度とする。</p> | <p>(1)実施時期については、大会開催年度4月1日以降大会会期内までに開催することとし、当該実施中央団体と開催県と調整の上、日本体育協会が決定する。</p> <p>(2)競技会の会期は4日間を上限とする。</p> <p>(3)正式競技に支障のない範囲で実施することとする。</p> | <p>(1)実施時期については、大会開催年度4月1日以降大会会期内までに開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日本体育協会が決定する。</p> <p>(2)正式競技に支障のない範囲で実施することとする。</p> |
| 会場地 | 開催基準要項第7項第4号による。 | 開催県内において実施する。 | 開催県内において実施する。 |
| 実施競技・種目 | <p>(1)日本体育協会加盟している中央団体の競技とする。</p> <p>(2)実施競技以外の競技とし、1大会あたり40競技とする。</p> <p>「毎年実施競技」／「隔年実施競技」／「開催地選択競技」</p> | <p>(1)日本体育協会加盟している中央団体の競技とする。(準加盟は対象としない)</p> <p>但し、当該中央団体は、全国の都道府県体育協会に加盟している支部組織を、24以上有していること。</p> <p>(2)正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。</p> | <p>(1)開催県体育協会に加盟又は認定されている県団体の競技とする。</p> |
| 参加者の範囲 | ブロック又は都道府県代表者(チーム)とする。 | 当該中央団体が定めた要項によるものとする。 | 参加者は開催県内の在住者とする。 |
| 予選会 | 県体協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは都道府県代表者(チーム)を選出する。 | 出場者(チーム)を選出するために予選会を実施する場合は、当該中央団体の責任の下で実施する。 | 出場者(チーム)を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。 |
| 参加資格 | 原則として、開催基準要項並びに同規則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。 | 当該中央団体が定めた要項によるものとする。 | 当該開催県団体が定めた要項によるものとする。 |
| 開催経費の負担 | 開催県(負担金)、文科省(補助金)、日本体育協会(補助金) | 当該中央団体(自己財源) | 当該開催県又は県団体等(自己財源) |
| 参加負担金・参加料 | 開催基準要項に基づき日本体育協会が負担する。 | 当該競技実施要項に基づき当該中央団体が負担する。 | 当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が負担する。 |
| 企業協賛 | 日本体育協会と開催県で調整のうえ実施する。 | 当該中央団体は日本体育協会の承認を得て実施することができる。 | 日本体育協会と開催県で調整のうえ実施する。 |

* 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする
 日本体育協会：日本体育協会／国民体育大会委員会：国体委員会／文部科学省：文科省／中央競技団体：中央団体
 開催都道府県：開催県／都道府県体育協会：県体育協会／都道府県競技団体：県団体

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項（以下「本則」という。）第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)
総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本体協の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。
なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備するまでの基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弹性的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準、42頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

- (1) 日本国籍を有する者であることが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができます。
- (i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」)に定める「特別永住者」を含む
- (ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。
- i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。
- ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。
- iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。
- i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。
- ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。
- [注] 上記(iii)ー(ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理制度及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。
- ② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。
- ③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合には、2大会以上の間を置かなければならぬ。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

- i) 新卒業者
ii) 結婚又は離婚に係る者
[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
iii) ふるさと選手(50頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
[注] 52頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
- i) 新卒業者
ii) 結婚又は離婚に係る者
iii) 一家転住に係る者(51頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
iv) JOCエリートアカデミーに在籍する者(52頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ競技に限り参加できる。
⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
(i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。
ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
(ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
⑧ 上記のほか、監督については日本体協公認スポーツ指導者制度に基づく、当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県
- 選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。
ただし、日本協が特に認める場合、以下の年齢基準にかかるわらず、競技ごとに年齢区分を設定するものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年の)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。
- ① 成年種別
- 大会開催年(冬季大会は前年の)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。
- (i) 居住地を示す現住所
(ii) 勤務地
(iii) ふるさと(50頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
- [注] 52頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- ② 少年種別
大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。
- 居住地を示す現住所
 - 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
 - 勤務地
 - 「OCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52頁)に定める
- 〔注〕上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年の)4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していないければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。
- 〔成年種別〕
- 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者
 - 「少年種別」
- (a) 一家転住に係る者(51頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者
- (2) 都道府県大会
- 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
 - 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
 - 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮登録者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会で当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

- ③ その他
参加資格等に疑義があるときは、日体協及び当該競技団体が調査審議の上、日体協がその可否を決定する。
- 4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)
- (1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。
- 正式競技(41競技)
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイタリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、剣剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
 - 毎年実施競技(39競技)
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイタリフティング、ハンドボール、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ラグビーフットボール、スマッシュボーリング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
 - 第74回大会から第77回大会における実施対象競技は次のとおり。
 - 正式競技(41競技)
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイタリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スマッシュボーリング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
 - 毎年実施競技(39競技)
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイタリフティング、ハンドボール、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スマッシュボーリング、カヌー、アーチェリー、空手道、剣剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
 - 第78回大会から第81回大会における実施対象競技は次のとおり。
 - 正式競技(41競技)
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイタリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スマッシュボーリング、カヌー、アーチェリー、空手道、剣剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
 - 毎年実施競技(39競技)
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイタリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スマッシュボーリング、カヌー、アーチェリー、空手道、剣剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

【冬季大会】
スキースキー、スケート、アイスホッケー

- ② 隣年実施競技(2 競技)
「本大会」
ボクシング、クレー射撃

- 2) 公開競技(7 競技)
繩引、ゲートボール、武術太極拳、ハーフリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

- 3) デモンストレーションスポーツ
開催県が希望する競技

- 4) 特別競技
【本大会】
高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した各正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。

3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

| 種目 | 種別 | 1 位 | 2 位 | 3 位 | 4 位 | 5 位 | 6 位 | 7 位 | 8 位 | | | | | |
|----|----|-------|-------------|-------------|-------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | | 4 人以下 | 5 人以上 7 人以下 | 6 人以上 8 人以下 | 8 人以上 | 35 点 | 30 点 | 25 点 | 20 点 | 15 点 | 12 点 | 9 点 | 6 点 | 3 点 |
| | | 24 点 | 21 点 | 18 点 | 15 点 | 12 点 | 9 点 | 6 点 | 3 点 | | | | | |
| | | 40 点 | 35 点 | 30 点 | 25 点 | 20 点 | 15 点 | 10 点 | 5 点 | | | | | |
| | | 64 点 | 56 点 | 48 点 | 40 点 | 32 点 | 24 点 | 16 点 | 8 点 | | | | | |
| | | — | 8 点 | 7 点 | 6 点 | 5 点 | 4 点 | 3 点 | 2 点 | 1 点 | | | | |

[注] 「種別」: 種別などに与える得点 「種目」: 種目などに与える得点

2) 参加得点(78 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 開催要望書 | | | | | | | | | | | | |
| (4) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関する規程(86 頁)によるものとする。 | | | | | | | | | | | | |
| 「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86 頁)によるものとする。 | | | | | | | | | | | | |
| 6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類) | | | | | | | | | | | | |
| (1) 様式 | | | | | | | | | | | | |
| 公益財団法人 日本体育協会会長 殿 殿 文部科学大臣 | | | | | | | | | | | | |
| 平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会「本大会または冬季大会」を〇〇県において 開催いたしましたく、ここに要望します。 | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | 都道府県体育協会会長名 | | | | | | | | | |
| 都道府県知事名 | 印 | 印 | 印 | | | | | | | | | |
| 都道府県教育委員会名 | 印 | 印 | 印 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 開催申請書 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 添付書類 添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本協及び文部科学省が了解している事項について、省略することができる。 1) 都道府県議会決議書 2) 同一地区内都道府県の同意書 本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。 | | | | | | | | | | | | |
| 7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類) | | | | | | | | | | | | |
| (1) 様式 | | | | | | | | | | | | |
| 公益財団法人 日本体育協会会長 殿 殿 文部科学大臣 | | | | | | | | | | | | |
| 平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会「本大会または冬季大会」を〇〇県にお いて開催いたしましたく、ここに申譲します。 | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | 都道府県体育協会会長名 | | | | | | | | | |
| 都道府県知事名 | 印 | 印 | 印 | | | | | | | | | |
| 都道府県教育委員会名 | 印 | 印 | 印 | | | | | | | | | |

- (2) 添付書類
添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。
- 1) 都道府県競会決勝書
なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。
 - 2) 実施予定競技及びその種類
 - 3) 実施予定競技の会場地とその施設概要
 - 施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照度、観客収容能力等を具体的に記載する。
 - 4) 大会運営費及び施設費の予算書
収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。
 - 5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書
予定会場地内及び交通機関を利用して約30分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その量数、所有寝具数、1人3.3m²(2畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。
- 8 本則第20項第5号(競技会表彰式の要領)
- 各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。
- (2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 大会役員
 - 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 4) 参加人員一覧表
 - 5) 各競技別会場及び大会日程一覧表
 - 6) 各競技の日程及び組合せ
 - 7) その他必要な事項
 - (2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
 - 3) 大会役員
 - 4) 競技会役員
 - 5) 競技役員、係員及び補助員
 - 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 7) 大会会長トロフィー授与規程
 - 8) 表彰式次第
 - 9) 会場図
 - 10) 競技日程
 - 11) 競技の見方
 - 12) 組合せ
 - 13) 都道府県別参加人員
 - 14) その他必要な事項
- 9 本則第26項(実施要項に記載する内容)
- (1) 大会実施要項
 - 1) 総則
 - ① 開催の趣旨
 - ② 實施競技
 - ③ 会期及び会場
 - ④ 競技方法
 - ⑤ 参加資格
 - ⑥ 表彰の方法
 - ⑦ 参加申込方法
 - ⑧ 宿泊申込方法
 - ⑨ 参加上の注意
 - 2) 大会日程と会場一覧表
 - 3) 各競技実施要項
 - 4) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 5) 大会会長トロフィー授与規程
 - 6) 日体協加盟競技団体一覧表
 - 7) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
 - 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
 - (2) 各競技別実施要項
 - 1) 初日
- 10 本則第30項第2号(プログラムに記載する内容)
 (1) 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 大会役員
 - 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 4) 参加人員一覧表
 - 5) 各競技別会場及び大会日程一覧表
 - 6) 各競技の日程及び組合せ
 - 7) その他必要な事項
- (2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
 - 3) 大会役員
 - 4) 競技会役員
 - 5) 競技役員、係員及び補助員
 - 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 7) 大会会長トロフィー授与規程
 - 8) 表彰式次第
 - 9) 会場図
 - 10) 競技日程
 - 11) 競技の見方
 - 12) 組合せ
 - 13) 都道府県別参加人員
 - 14) その他必要な事項
- (注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。
- 11 本則第42項第1号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)
 (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日体協に納入する。
 (2) 制度負担金の額は日体協が定める。
 (3) 制度負担金の充当先については、日体協が定める。

(4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代
表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

会より施行する。

- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のラフィル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、
それぞれ施行する。

- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施
行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施
行する。

- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定
し、第 56 回大会より施行する。

- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。

- 第 2 項及び第 4 項のヨット競技名稱については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。

- 第 4 項の弓道及びライフルの各競技參加人員については、第 56 回大会より施行する。

- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省行再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、
施行する。

- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。

- 第 2 項の前文及び第 4 項のボルダリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より
施行する。

- 第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の施設時期
については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。

- 第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)に
ついては、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下頁を繰り上げるものとする。

- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点につい
ては、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員
会にて決定)

- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。

- 第 2 項のアイホンケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。

- 第 6 項(①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は
第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。

- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会
より施行する。

- 第 2 項(監督、選手数及び選手について適用する。

- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より
施行する。

- (29) 本細則第 3 項(1)①の参加資格については、平成 14 年 7 月 24 日改定し、第 58 回大会
の大会に参加した監督及び選手について適用する。

- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60
回大会より施行する。

- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。

- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(才)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平
成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。

- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回
大会より施行する。

- (34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行
する。

- (35) 本細則第 3 項(1)①ウの所屬都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定

〈附 则〉

(1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年
1 月 1 日から施行する。

3-(1) ①オ(ア)

3-(1) ②グ“大字を除く”
5-(1) ①②

(2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

4、7-(1)(2)及び附則(1)
(3) 本細則第 4 項水泳競技種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。

(4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。

(5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。

4 の成年 2 部の旗止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
(6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
(7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。

6-(2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能な施設基準)
(8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。

11-(1) (国民スポーツ振興事業)
(9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。

(10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。

第 2 項(施設基準)は、細則(注)2 に記載の日より施行する。

第 3 項(1)②のエ()書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。

第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行
する。

(11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。

第 4 項のラフィル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。

同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。

(12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。

第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に關わる項目の新設。

(13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。

(14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。

第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に關わる項目は、平成 10 年 6 月
17 日より施行する。

第 3 項(1)①オ(成年 2 部に關わる項目については、第 54 回大会より施行する。

(15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。

第 4 項のペレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。

(16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。

(17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大

- し、第 60 回大会より施行する。
- (36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所屬都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (37) 本細則第 3 項(1)①(iii)、(iv)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- ・ 第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関する得点等の取り扱い
 - ・ 「第 10 項 国民体育大会参加者導入制度の運営」
 - ・ 「第 10 項のセーリング競技参加人員について、少年種別における使用艇種がヨット競技からセーリングスピードボート競技に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。」
 - ・ 「第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「団体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。」
 - ・ 「スケート競技については、第 60 回大会より施行する。」
 - ・ 「サッカー競技、テニス競技、卓球競技、ハンドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。」
 - ・ 「他の競技については、第 63 回大会より施行する。」
 - ・ 「体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。」
 - ・ 「バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。」
- (41) 本細則第 2 項(施設基準)について、(40)の大会規範の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ゴルフ競技、ハンドボール競技、馬術競技、セーリング競技、ウェイトリフティング競技及びボート競技
 - ・ フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、バッケットボール競技
- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名前が変更となる(クライミング種目→リード種目)にから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のがウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)⑤-(iv)単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項目については、団体改革 2003 における参加制限競技等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
- (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)⑥)-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考えし、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関する罰則等取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関する罰則等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (55) 本細則第 3 項第 1 号-1)③)-(ii)-(iii)の「一家転住等における得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関する罰則等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (56) 本細則第 4 項別表(国民体育大会実施競技及び参加人員)補足 4「陸上競技会ハーフマラソン種目の項目について」は、同種目実施に係る開催地の選択・負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となつたことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定し、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第 3 項第 1 号-1)①)-(iii)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第 3 項第 1 号-1)③及び同 2)に伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のためのチケットエンタリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。
- ・ 第 2 項及び第 4 項のトラックアロン競技に関する項目の新設。
- (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
- (65) 本細則第 4 項(各年大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成 20 年 8 月 27 日制定)」)し、第 70 回大会より施行する。
- (66) 本細則第 1 項第 1 号-1)①)-(ii)及び同 3)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。
- (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。

- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改定し、第68回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- (71) 本細則第3項第1号ー1)の①ー(iii)及び②、⑦ー(i)、本細則第3項第1号ー2)ー【注】、本細則第3項第2号ー1)、本細則第10項については、平成23年8月25日改定し、施行する。本細則第3項第1号ー1)の⑧については、平成23年8月25日新設し、第68回大会より施行する。
- (72) 本細則第2項のウェイドリフティング競技施設基準については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (73) 本細則第4項のウェイドリフティング競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (74) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第67回大会より施行する。
- (75) 本細則第4項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成24年5月17日改定し、第68回大会より施行する。
- (76) 本細則第3項第1号の1)ー①ー(ii)及び(iii)、2)ー【注】については、平成24年6月21日改定し、施行する。
- (77) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成24年6月21日改定し、第68回大会より施行する。
- (78) 本細則第3項第1号の1)ー①ー(i)、2)ー②、2)ー【注】については、平成24年12月20日改定し、施行する。
- (79) 本細則第4項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成24年12月20日改定し、第68回大会より施行する。
- (80) 本細則第4項の体操競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第69回大会より施行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第70回大会より施行する。
- (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
- (83) 本細則第4項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成25年6月21日改定し、第74回大会より施行する。
- (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
- (85) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成25年12月12日改定し、第70回大会より施行する。
- (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
- (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第71回大会及び第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第69回大会より施行する。
- (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
- (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。

国 民 体 育 大 会 施 設 基 準

【国民体育大会】

| 競技 | 基準 | 備考 |
|---------|---|--|
| スキー | ジャンプ台ヒルサイズは 80m 以上、1、クロスカントリーコース男子 15km(周回コース)各 1、女子 5km 各 1、ジャイアントスラロームコース 1 又は 2 度角について、ヒルサイズが 80m に満たない場合は全日本スキー連盟において協議する。し点角度については、ヒルサイズ 85m 未満の場合は全日本スキー連盟において協議する。 | 原則として 2 会場とし、開催地の都合で 3 会場に分かれててもよい。 |
| スケート | スピードスケートリンク 1 周 400m 1、屋内フィギュアスケートリンク 1 面 | 2 会場地に分かれててもよい。 |
| アイスホッケー | アイスホッケーリンク 3 面(うち屋内 2 面、練習用 1 面) | 2 会場地以上に分かれててもよい。開催地で好むべきな場合又はプロツク内の施設で行うことができる。 |

【国民体育大会】

| 競技 | 基準 | 備考 |
|---------|---|---------------------------------------|
| 総合開・閉会式 | 式典会場は、複数所が仮設スタンドを含み、約 3 万人を収容できる施設 | 原則として 2 会場とし、開催地の都合で 3 会場に分かれててもよい。 |
| 陸上競技 | 日本陸上競技連盟公認の 1 種競技場 1 | 1 周 400m のサブトラック 1、投げき練習場 1 |
| 水泳 | 日本水泳連盟公認のプール 1、競泳用 50m プール 1(隣接して 25m 機械式スイミング用プール 1)、深井、シンクロナイズドスイミング用プール 1(飛込用として 10m の固定台と 3m の飛板を備えていいこと。) 3、水球用プール 1 | 左記 1、2、3 は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。 |
| サッカー | 規定の競技場芝生 7 面以上 | 2 会場地以上に分かれててもよい。 |
| テニス | 規定のコート 20 面 | 原則、天然芝とするが、全 3 面まで人工芝ピッチの使用を可能とする。 |
| ボート | 1,000m の 5 コースを有する水路 1、艇庫 1(仮設でもよい。) | 2 会場地に分かれる際は 24 面とする。 |
| ホッケー | 規定の競技場 2 面 | 1 コース程度を付設する水路 |
| ボクシング | 規定のリング 2 面を設置することができる体育館 1(床面積: 幅 40m 以上×横 35m 以上) | 2 会場地以上に分かれててもよい。 |
| バレーボール | 規定の屋内コート 8 面 | 2 会場地の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。 |
| 体操 | 規定の各器具を設置することができる体育館 1 | 2 会場地以上に分かれててもよい。 |

| 競技 | 基準 | 備考 |
|------------|--|---|
| バスケットボール | 規定の屋内コート 10 面 | 近接であれば 2 会場地以上に分かれててもよい。 |
| レスリング | 規定のマット 4 面を設置することができる体育館 1 | 2 会場地に分かれててもよい。 |
| セーリング | 日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2 海面ヨットハーバー、艇庫及び帆船運営棟(仮設でもよい)) | ①規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 1 ②規定のプラットホーム 2 面を設置することができます。 ③規定のプラットホーム 1 面を下記のいずれかとする。 ・帆船会場は、帆船が近接していることが望ましい。 ・競技日程は、競技会場が①の場合は 3 日間とする。 ・②あるいは③の場合は 5 日間、②あるいは③の場合は 3 日間とする。 |
| ウェイドリフティング | 規定のマット 1 面を設置することができます。 ・規定のマットホーム 1 面を設置することができます。 ・規定のマットホーム 2 面を設置することができます。 ・規定のマットホーム 1 面を設置することができます。 ・ウォーミングアップ場を各施設に 1 (8 セット以上) ・ペーベルビーチトホーム ・練習会場 1 (10 セット以上のペーベルビーチトホーム) | 2 会場地に分かれててもよい。体育館の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。 |
| ハンドボール | 規定の屋内競技場 6 面 | 2 会場地に分かれててもよい。体育館の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。 |
| 自転車 | 規定の競技場 1、規定のロードレースコース(1 周の周長が少なくとも 10 km 以上であり、10~15 km を原則とする周回ロードコース) | 2 会場地に分かれててもよい。 |
| ソフトテニス | 規定のコート 16 面 | 2 会場地に分かれてしてもよい。 |
| 卓球 | 規定のコート 12 面(予備コート 2 面を含む)を設置することができます。 規定のコート 1 面 | 2 会場地に分離して配置する場合は、各体育館に規定のコート 8 面を設置する。 |
| 軟式野球 | 規定の野球場 5 面 | 2 会場地以上に分かれててもよい。 |
| 相撲 | 規定の競技場 1 | 2 会場地以上に分かれてる場合は 6 面とする。 |
| 馬術 | 障害馬術競技場 1 面 70m × 50m(椭円形でも可)、別途ゲートコースを隣接する。 障害競走場 2 面(うち 1 面は競技場隣接) 馬場馬術競技場 1 面 90m × 50m 馬場馬術練習場 2 面(うち 1 面は隣接) 厩舎 227 黒屋(1 馬房 3m × 3m) 隔離厩舎 2 馬房(1 馬房 4m × 4m) ホースマネージャー宿舎 47 取扱(各県 1 名男女別) | 各施設は仮設並びにリバースでもよい。 |
| フェンシング | 規定のピスト 8 面を設置することができる体育館 1 | 開催時期により空調施設を有するところが望ましい。 |
| 柔道 | 規定の競技場 3 面を有する柔道場又は体育館 1(150 量程度) 試合会場に隣接した練習場 1 | 試合場は原則として床面に直接量を設置する。ただし、床面が狭く、強力が無い場合はかさ上げをするなど、選手の安全を考慮して設置する。 |
| ソフトボール | 規定の競技場 8 面 | 2 会場地以上に分かれててもよい。 |

【「国民体育大会における2020年オリッピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

| 競技 | 規定期制 | 備考 |
|--------------------------------|---|--|
| バドミントン | 規定のコート8面を有する体育馆1 | 2会場に分かれてよい。 体育馆の天井の高さは12m以上あればよい。 |
| 弓道 | 規定の弓道場1、速的競技場1(仮設でもよい。) | |
| ライフル射撃 | 規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールボルト13射座1、ビストル18射座1、光学鏡13射座の体育馆1) | 2会場地以上に分かれてもよい。 モードがア・ライフル、スモールボルトとも電子機器装置することが望ましい。 |
| 剣道 | 規定の剣技場2面を有する剣道場又は体育馆1 | 2会場地に分かれてもよい。 |
| ラグビーフットボール | 規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面) | 2会場地に分かれてもよい。 |
| 山岳 ※第74回大会から「スポーツクライミング」に変更 | 日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設1会場 | 高さ12m以上(リード長さ15m以上) 幅3m以上リード施設2面、 高さ5m、面積60m ² のボルダリング施設2基。 |
| カヌー | 1. カヌースプリント 2. 日本カヌー連盟が適当と認める幅10m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの、常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーバイオルドウォーター日本カヌー連盟が適当と認める前川1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの、常設が望ましいが仮設でもよい。) | 2会場地以上に分かれてもよい。 |
| アーチェリー | 70mの射程距離を有する施設1 | |
| 空手道 | 規定の競技場4面を有する空手道場又は体育馆1 | |
| 銃剣道 | 規定の競技場2面を有する体育馆1 | |
| クレー射撃 | 規定の射場トラップ1面、スキート1面 | |
| なぎなた | 規定のコート2面を有する体育馆又は武道館1 | |
| ボウリング | JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1会場で40日間以内とする。 ・1会場で34~38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 | 2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認定ピンであること。 |
| ゴルフ | 日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場 | 2会場地以上に分かれてもよい。 |
| トライアスロン | 規定のコース(スマム1.5km、バイク40km、ラン10km) | スプリントデイスタンス(スマム0.75km、バイク20km、ラン5km)でも可能とする。 |

(注) 1. 「規定」とは、各競技団体の定める規定をいう。

| 競技 | 規定期制 | 備考 |
|--------------------------------|---|--|
| バドミントン | 規定のコート8面を有する体育馆1 | 2会場に分かれてもよい。 体育馆の天井の高さは12m以上あればよい。 |
| 弓道 | 規定の弓道場1、速的競技場1(仮設でもよい。) | |
| ライフル射撃 | 規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールボルト13射座1、ビストル18射座1、光学鏡13射座の体育馆1) | 2会場地以上に分かれてもよい。 モードがア・ライフル、スモールボルトとも電子機器装置することが望ましい。 |
| 剣道 | 規定の剣技場2面を有する剣道場又は体育馆1 | 2会場地に分かれてもよい。 |
| ラグビーフットボール | 規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面) | 2会場地に分かれてもよい。 |
| 山岳 ※第74回大会から「スポーツクライミング」に変更 | 日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設1会場 | 高さ12m以上(リード長さ15m以上) 幅3m以上リード施設2面、 高さ5m、面積60m ² のボルダリング施設2基。 |
| カヌー | 1. カヌースプリント 2. 日本カヌー連盟が適当と認める幅10m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの、常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーバイオルドウォーター日本カヌー連盟が適当と認める前川1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの、常設が望ましいが仮設でもよい。) | 2会場地以上に分かれてもよい。 |
| アーチェリー | 70mの射程距離を有する施設1 | |
| 空手道 | 規定の競技場4面を有する空手道場又は体育馆1 | |
| 銃剣道 | 規定の競技場2面を有する体育馆1 | |
| クレー射撃 | 規定の射場トラップ1面、スキート1面 | |
| なぎなた | 規定のコート2面を有する体育馆又は武道館1 | |
| ボウリング | JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1会場で40日間以内とする。 ・1会場で34~38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 | 2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認定ピンであること。 |
| ゴルフ | 日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場 | 2会場地以上に分かれてもよい。 |
| トライアスロン | 規定のコース(スマム1.5km、バイク40km、ラン10km) | スプリントデイスタンス(スマム0.75km、バイク20km、ラン5km)でも可能とする。 |
| 高等学校野球 | 規定の野球場3面 | 2会場地に分かれてもよい。 |

【特別競技】

文化プログラム実施基準

1. 主催者
主催者は開催基準第7項第5号に定めるほか、個別のプログラムにおいては、目的に沿う範囲内で、宗教団体、政治団体を除く次の各号に該当するものを加えることができる。

- (1) 開催地都道府県（以下「開催県」という。）の市区町村
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、開催県実行委員会が上記各号に準ずると認めるもの

2. 主管及び運営
(1) 開催県実行委員会により設置された、文化プログラムを企画・推進する専門委員会等が主管し、運営する。
(2) 個別のプログラムについては、事業内容に応じて、主催者及び主催者より委託を受けた者が主管し、運営する。

3. 会場
原則として、開催県内とする。
4. 時期及び期間
原則として、大会開催当該年度（4月1日から翌年3月31日）とし、個別のプログラムについては、それぞれの主催者が定めることとする。

5. 実施プログラム
(1) プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民体育大会（以下「国体」という。）開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。
(2) プログラムについては、開催県実行委員会が特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会と協議のうえ決定・立案し、本大会については開催年の3月末日まで、冬季大会については、開催前年の8月末日までに、日本体育協会国民体育大会委員会に申請し、承認を得ることを原則とする。

6. 開催経費
事業実施に係わる経費については、原則として開催県の負担とするが、個別のプログラムに係る経費については、本基準第1項により主催者に加えた者の負担とする。

7. その他
本基準に定めない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、主催者間で協議することとする。

- <附則>
- 1. 本基準は平成18年3月9日に制定し、第63回大会より適用する。
 - 2. 本基準は平成22年8月24日に改訂し、第66回大会より適用する。

国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

第2条 第1位が2都道府県以上の場合には、当該都道府県で非有する。
(1) 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合閉会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯は皇后杯に授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
(1) 信託会社又は確實な金庫に保管する。
(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
(3) 公益財團法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定
昭和45年1月22日一部改訂
昭和48年7月10日一部改訂
昭和54年5月9日一部改訂
平成17年6月16日一部改訂
平成22年3月17日一部改訂
本規程は、公益財團法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

国民体育大会会長トロフィー授与規程

国民体育大会記録情報処理要領

- 1 目的
国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。
- 2 記録業務
第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。
 - (1) 記録本部の設置
開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。
 - (2) 記録情報の収集
開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。
 - (3) 記録情報の発表
(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。
 - ア 競技日程・競技結果
 - イ 都道府県別競技結果
 - ウ トーナメント表
 - エ 決勝記録一覧
 - オ 新（タイ）記録一覧
 - カ 総合成績一覧
 - ・ 天皇杯・皇后杯得点
 - ・ 競技別総合成績
 - ・ 競技別種別得点
 - ・ 季別総合成績
 - (b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から30分程度で発表する。

(4) 総合成績の算出、帳票作成
開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

| | |
|----------------------|---------|
| ア 天皇杯・皇后杯総合得点一覧表 | 【様式例 1】 |
| イ 男女総合成績（天皇杯得点）一覧表 | 【様式例 2】 |
| ウ 女子総合成績（皇后杯得点）一覧表 | 【様式例 3】 |
| エ 男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表 | 【様式例 4】 |
| オ 女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表 | 【様式例 5】 |
| カ 騎技別男女総合成績一覧表 | 【様式例 6】 |
| キ 騎技別女子総合成績一覧表 | 【様式例 7】 |
| ク 種目別得点集計表 | 【様式例 8】 |

(5) 成果物

- (a) 開催県実行委員会は、第2項(3)-(a)に定める記録情報の成果物を大会終了後、
公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）との協議により決められた期
間に日体協へ提出する。
- (b) 開催県実行委員会は、第2項(4)において作成した帳票を大会終了後、日体協へ速
やかに提出する。
- (6) 大会終了後の記録の公開
開催都道府県は、日体協との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報を
インターネット上に引き続き公開する。

(7) 国民体育大会記録情報処理システムの指定

- (1) 第1項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を
含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」
という。）という。
- (2) 日体協は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部
の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会にお
いて業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録シス
テムとして指定する。
- (3) 開催県実行委員会は、日体協が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うもの
とする。
- (4) 国体記録システムの指定に関する手順については、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定
に係る手順について」に基づき行うものとする。

4 その他
本要項は、必要に応じ見直すものとする。

<附則>

- (1) 本要項は、平成19年3月7日に制定、同日より施行する。
(2) 本要項は、平成20年8月27日に改訂、同日より施行する。
(3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施
行する。

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

- 1 基本方針
(1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、審判員
等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会
終了後もこれらの者が地本・スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
(2) 実施中央競技団体は、中央競技団体から競技役員を除き、開催県内の競技役員をもつ
てすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な連絡のもと積極的に競技
役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

- 開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもつてすべての競技運営
ができるよう努めなければならない。
県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。
この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。
(1) 中央競技役員
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とする者。
(2) 県内競技役員
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
(3) 近県競技役員
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

- 中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。
この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前
年）に日本体育協会と開催県が協議し、決定する。
(1) 交通費
原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常
の経路及び方法により算定し支給する。
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
(2) 宿泊料金
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。
(3) 育養
競技役員の業務に従事する期間に要する精経費を補填するものとして、日本体育協会と開催県が
協議して決定した金額を支給する。
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

- 4 競技役員の登録名及び人数
開催県開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最
小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

- | 制定 | 昭和 53 年 11 月 7 日 |
|---------|------------------|
| 第 1 次改定 | 昭和 59 年 |
| 第 2 次改定 | 平成 24 年 6 月 1 日 |
| 第 3 次改定 | 平成 27 年 6 月 11 日 |
| 第 4 次改定 | 平成 29 年 3 月 2 日 |

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員職業基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要なとなる競技役員の役職名及び人数を定める。
各大会における競技役員の職能にあたつては、競技会規則や監視他に詳述するどもに、
同職業基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜簡略を行うこととする。

| (1) 地上競技 | | | |
|----------|-----|----------------------|----------|
| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 |
| 総務 | 1 | | |
| 給食員 | 8 | 主任1 3 トランク、保育、投てき | 1 3 |
| J.T.O | 3 | | |
| 技術検査係 | 2 | | |
| 上級審判員 | 6 | | |
| 審判員 | 4 | トランク、脚綱、投げ、起倒所 | 1 |
| 競技運行係 | 4 | | |
| 審査員成員 | 3 | 主任1 " 1 | 1 " 1 |
| アナウンサー | 8 | " 1 | 1 |
| 大型映像係 | 4 | " 1 | 1 |
| 搬道係 | 11 | " 1 | 1 |
| ミックステイン係 | 9 | " 1 | 1 |
| 記録・情報処理員 | 16 | " 1 | 1 |
| 印刷係 | 3 | " 1 | 1 |
| 場内指令 | 20 | " 1 | 1 |
| 会場管理 | 5 | " 1 | 1 |
| N.P.R | 1 | | |
| DCO | 5 | | |
| シャペロン | 6 | 主任1 " 1 | 1 " 1 |
| 競技者係 | 23 | | |
| 化粧係 | 5 | " 1 | 1 |
| 補助員係 | 2 | " 1 | 1 |
| 来客・招待員受付 | 4 | " 1 | 1 |
| 庶務係 | 18 | " 1 | 2 |
| 能浴員 | 7 | " 1 | 1 |
| 医務係 | 2 | " 1 | 1 |
| 救護係 | 6 | | |
| 式典表彰兼係 | 11 | 主任1 " 1 | 2 " 1 |
| 入賞者発表係 | 5 | " 1 | 1 |
| 公式評議員 | 1 | " 1 | 1 |
| 用器具係 | 13 | " 1 | 1 |
| 風力計測員 | 9 | " 1 | 1 |
| 練習会場係 | 20 | " 1 | 1 |
| 写真判定員 | 11 | " 1 | 1 |
| 監察員 | 34 | " 1 | 1 |
| 監視カメラ係 | 2 | " 1 | 2 |
| 競歩審判員 | 10 | " 1 | 5 |
| スタートマーク | 13 | " 1 | 1 |
| 出典係 | 25 | " 1 | 1 |
| 衣類運搬係 | 9 | " 1 | 1 |
| 園芸部隊 | 18 | " 1 | 1 |
| 映画審判員 | 40 | " 1 | 2 |
| 投げき審判員 | 33 | " 1 | 2 |
| 光波計測員 | 3 | " 1 | 2 |
| 結合得点係 | 2 | " 1 | 1 |
| トレーナー | 5 | " 1 | 5 |
| 合計 | 448 | | 25 |

〔第4項別紙〕

| (2) 水泳 | | | |
|------------|----|------------|------------|
| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 |
| 各種目弁護士 | 10 | 長1 副1 | 長1 副1 |
| 競技会委員 | 4 | | 4 |
| 上級審判員 | 4 | | 3 |
| 競歩審判員委員 | 3 | | 3 |
| 競歩 | 1 | | 1 |
| 後輩委員 | 1 | | 1 |
| (備考) | | | |
| 審判員 | 1 | | 1 |
| 副審判員 | 3 | | 1 |
| 機械操作 | 1 | | 1 |
| 出席合図員 | 4 | 主任1 " 1 | 主任1 " 1 |
| 泳法審判員 | 10 | 主任1 " 1 | 主任1 " 1 |
| 折返し监察員 | 44 | 主任1 " 1 | 主任1 " 1 |
| 記録員 | 10 | | |
| コンピュータ一操作員 | 3 | | |
| 計時員 | 30 | | |
| 添幅員 | 10 | | |
| 招集員 | 10 | | |
| 逃亡員 | 4 | | |
| 審査員 | 8 | | |
| 会場内司令 | 1 | | |
| 会場係 | 10 | 主任1 | 主任1 |
| 得点係 | 2 | | |
| 音響係 | 2 | | |
| 物道担当員 | 2 | | |
| 広報 | 2 | | |
| 競技会係 | 2 | | |
| 競技会務務 | 2 | | |
| 監視兼機関 | 6 | | |
| 競技地行 | 1 | | |
| (備考) | | | |
| 審判員 | 1 | | |
| 副審判員 | 1 | | |
| 審判員(ブロック) | 2 | | |
| 競技運行 | 1 | | |
| 添幅員 | 4 | | |
| 機械記録員 | 4 | | |
| 監視員 | 10 | 主任1 | 主任1 |
| 添幅員 | 3 | | |
| 種目・得点表示員 | 1 | | |
| 物道担当員 | 2 | | |
| 招集員 | 2 | | |
| 監査員 | 2 | | |
| 場内司令 | 2 | | |
| 映像・音響 | 2 | | |
| 受付員 | 2 | | |
| 競技会総務 | 10 | | |
| 1 | | | |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|-----|------------|----------|----------|
| (水球) | 12 | 長1 判2~3 | 長1 判2~3 | 中央からの派遣数 |
| 水球委員長 | 1 | 長1 | 長1 | 長1 判1 |
| 審判員 | 8 | 8 | | |
| トレーラー | 2 | 主任1 主任1 | | |
| ゴーリカル・ジャッジ | 8 | 主任1 主任1 | | |
| タイムキーパー | 8 | 主任1 主任1 | | |
| セクレタリー | 14 | 主任1 主任1 | | |
| 運送員 | 2 | 主任1 主任1 | | |
| 駕籠運搬員 | 3 | 主任1 主任1 | | |
| データ分析 | 4 | 主任1 主任1 | | |
| 招集・調査員 | 3 | 主任1 主任1 | | |
| 記録・運営員 | 5 | 主任1 主任1 | | |
| 音響員 | 2 | 主任1 主任1 | | |
| 映像員 | 2 | 主任1 主任1 | | |
| 実典員 | 4 | 主任1 主任1 | | |
| 受付係 | 4 | 主任1 主任1 | | |
| 場内司令 | 5 | 主任1 主任1 | | |
| セシナーリング員 | 2 | 主任1 主任1 | | |
| 得点表示員 | 8 | 主任1 主任1 | | |
| 施設員 | 4 | 主任1 主任1 | | |
| (シングル) | 2 | | | |
| 審判員 | 1 | | | |
| 審判員 | 10 | 主任1 主任1 | | |
| テクニカルアシスタント | 3 | | | |
| 記録員 | 6 | | | |
| コンピューター係員 | 5 | | | |
| 採点運営員 | 6 | | | |
| 通告員 | 2 | | | |
| 計時員 | 2 | | | |
| 着替係員 | 1 | | | |
| 伴業係員 | 1 | | | |
| 招集員 | 3 | | | |
| 運搬員 | 2 | | | |
| 映像係員 | 3 | | | |
| 受付係員 | 3 | | | |
| 会場係員 | 6 | | | |
| 実典員 | 2 | | | |
| 施設員 | 8 | | | |
| 場内司令 | 2 | | | |
| 合計 | 401 | | 57 | |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|-----|-----------------------------------|----------|-------|
| (3) サッカーボード | 140 | | 6 | |
| 競技委員 | 61 | 長1 判4 フラッシュ33~20 会場長8 副会場8 | 長1 長1 | 長1 判2 |
| 審判委員 | 103 | 長1 判2 イヤホン1~12 中央取扱32 開催場・近藤36 | 長1 長1 | 長1 判1 |
| 審判運営担当 | 50 | 長1 判2 (長1) | 長1 | 長1 |
| 技術・フェアプレー委員 | 3 | 長1 (長1) | 長1 | 長1 |
| 係事委員 | 3 | 長1 | 長1 | 長1 |
| 技術運営担当 | 20 | 長1 長1 | 長1 | 長1 |
| 記録監査委員 | 72 | 長1 判2 長1 | 長1 | 長1 |
| 統務委員(本部) | 16 | 長1 長1 | 長1 | 長1 |
| 会場担当委員 | 32 | 長1 長1 | 長1 | 長1 |
| 放送委員 | 16 | 長1 長1 | 長1 | 長1 |
| 得点計時委員 | 8 | 長1 長1 | 長1 | 長1 |
| 合計 | 387 | | 65 | |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|--------------------|-----|-----------------------------|----------|----------|
| (4) スキー | 12 | 長1 判1 | 長1 判2~3 | 中央からの派遣数 |
| 組織成績計算委員 | 5 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 技術代表(TD) | 7 | 長1 判1 長1 判1 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| アシスタント技術代表 | 7 | 長1 判1 長1 判1 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 監修委員 | 8 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 指名シヨーリー | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 裁判審判委員及び 仲裁審判委員 | 5 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 仲裁判定委員 | 5 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| セクレタリー | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 招集・調査員 | 3 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 記録・運営員 | 5 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 音響員 | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 映像員 | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 実典員 | 4 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 受付係 | 4 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 場内司令 | 5 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| セシナーリング員 | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 得点表示員 | 8 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 施設員 | 4 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| (5) テニス | 1 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 監修技術長 | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 監修係員 | 1 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 主審 | 1 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| マザーライト審判 | 1 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| フィニッシュ審判 | 1 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| セシター | 6 | 長1 判1 女子コートス3 女子コートス3 | 長1 長1 | 長1 判1 |
| 部門審判係員 | 80 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 合計 | 509 | | 30 | |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|-----|-------|----------|-------|
| (6) ボート | 7 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 競技本部 | 19 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 監修委員 | 9 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 監修委員 | 9 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 運行委員 | 10 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 配管機組委員 | 10 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 企画委員 | 10 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 審判委員 | 73 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| JBSコントローラ委員 | 12 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 総合成績計算委員 | 2 | 長1 判1 | 長1 判1 | 長1 判1 |
| 合計 | 140 | | 6 | |

【第4項別紙】

〔7〕 ホッケー

| 会員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|---------|----|--|--------------|-----|
| 競技委員 | 11 | R(M)1 M(M)5 ジャパン(J)5 7/25~7/27-(0)2 | TD 1 DN 2 | J 5 |
| 審判員 | 22 | n 1 n 1 | | |
| 検査員 | 7 | | | |
| 発送係 | 4 | | | |
| 競技施行係 | 2 | | | |
| 召集係 | 2 | | | |
| 報道係 | 4 | | | |
| 記録係 | 5 | | | |
| 時計係 | 2 | | | |
| 競技場係 | 5 | | | |
| 得点係 | 2 | | | |
| 器具係 | 3 | | | |
| 記録送信係 | 3 | | | |
| 総合成績計算係 | 4 | | | |
| 施設係 | 3 | | | |
| 合計 | 79 | | | 34 |

〔8〕 ボクシング

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|----|------|----------|----|
| 大会委員長 | 1 | (3) | 1 | |
| 大会副委員長 | 1 | (3) | 1 | |
| シリー | 8 | | 3 | 兼務 |
| 監査委員 | 2 | | 1 | |
| 競技委員 | 25 | | 1 | |
| 技術員 | 1 | | 1 | |
| 医事委員長 | 1 | (1) | 1 | |
| 給添委員長 | 3 | | 1 | |
| 競技施設委員 | 5 | | 1 | |
| 選手委員 | 5 | | 1 | |
| 運営委員 | 1 | | 1 | |
| 報道委員 | 1 | | 1 | |
| 医務委員 | 5 | | 1 | |
| 計時委員 | 3 | | 1 | |
| 対戦表表示委員 | 3 | | 1 | |
| 実物・クローリング委員 | 5 | | 1 | |
| 施設・リンク委員 | 1 | | 1 | |
| 記録委員 | 1 | | 1 | |
| 放送委員 | 5 | | 1 | |
| 計量委員 | 3 | | 1 | |
| 検査委員長 | 1 | | 1 | |
| 検査会場委員 | 3 | | 1 | |
| 総合成績計算委員 | 2 | | 1 | 兼務 |
| 合計 | 84 | | 37 | |

〔9〕 バレーボール

| 会員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|--------------|----------|-----|
| 競技委員 | 24 | 主1 副5 n 3 | 長 1 | 副 4 |
| エントリー | 14 | | 主15 | |
| 式典表彰 | 9 | | n 3 | |
| コート | 23 | | n 5 | |
| 記録報道 | 23 | | n 5 | |
| 場内放送 | 10 | | n 5 | |
| 練習会場 | 13 | | n 5 | |
| 審判 | 60 | | 長 1 副5 | |
| 統審 | 14 | | 主15 | |
| 点示 | 14 | | n 5 | |
| 記録 | 14 | | n 6 | |
| 秘書委員 | 24 | | 長 1 副5 | |
| 総合成績計算委員 | 3 | | 長 1 | |
| 合計 | 245 | | 8 | |

| 会員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|------|----------|-----|
| 競技委員 | 45 | | 長 1 副7 | 副 1 |
| エントリー | 35 | | n 1 | n 1 |
| 式典表彰 | 39 | | n 1 | n 5 |
| 会場施設委員 | 85 | | n 1 | n 4 |
| 審判委員 | 30 | | n 1 | n 8 |
| 記録・報道委員 | 55 | | n 1 | n 6 |
| 放送・司機委員 | 15 | | n 1 | n 6 |
| 総合成績計算委員 | 9 | | n 1 | n 3 |
| 合計 | 313 | | 8 | 41 |

| 会員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|------|----------|-----|
| 競技委員 | 45 | | 長 1 副7 | 副 1 |
| エントリー | 35 | | n 1 | n 1 |
| 式典表彰 | 39 | | n 1 | n 5 |
| 会場施設委員 | 85 | | n 1 | n 4 |
| 審判委員 | 30 | | n 1 | n 8 |
| 記録・報道委員 | 55 | | n 1 | n 6 |
| 放送・司機委員 | 15 | | n 1 | n 6 |
| 総合成績計算委員 | 9 | | n 1 | n 3 |
| 合計 | 313 | | 8 | 41 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|--------------------|-----|----------|-----------|-------|
| 総合成績計算委員 (スピード) | 2 | | 1 | |
| テクニカルミシティー | 3 | | 1 | |
| レフエリー | 1 | | 1 | |
| アシスタントレフエリー | 3 | | 1 | |
| スター | 3 | | 1 | |
| アシスタントスター | 2 | 主任1 | 1 | |
| フィニッシュファインシャツ | 9 | 主任1 | " 1 | |
| フィニッシュシャツ | 3 | | " 1 | |
| チーフタイマー | 2 | | 電気1 手動1 | |
| ライマー | 10 | | 主任1 | |
| ラップコララー | 4 | | " 1 | |
| トランクシャッタ | 7 | | " 1 | |
| 責任先頭判定員 | 9 | | " 1 | |
| リレーナンバーチン監督員 | 8 | | 兼務 | |
| 招集員 | 8 | 主任1 | | |
| 記録員 | 5 | | 長1 | |
| バッジズストラ | 1 | | | |
| 気象観測員 | 3 | | | |
| 給湯 | 5 | | | 活動員含む |
| アナウンサー | 3 | 主任1 | | |
| 製氷技術員 | 8 | | | |
| (ショートトラック) | | | | |
| テクニカルミシティー | 2 | | 1 | |
| レフエリー | 1 | | 1 | |
| アシスタントレフエリー | 4 | | 4 | |
| スター | 2 | | 2 | |
| コンパクトスティード | 2 | | 2 | |
| ヒートボックスティード | 2 | | | |
| フォトフィニッシュシャツ | 2 | | | |
| タイムキーパー | 4 | 主任1 | " 1 | |
| チーフラップスコアラー | 1 | | | |
| ラップコレーター | 2 | | | |
| ビデオコーダー | 1 | | | |
| 記録員 | 3 | 主任1 | " 1 | |
| トランクスティード | 8 | " 1 | | |
| アナウンサー | 4 | | | |
| 製氷技術員 | 8 | | | |
| (フィギュア) | | | | |
| 監修委員 | 2 | | 長1 勘1 | |
| 技術員 | 2 | | " 1 " 1 | |
| 審判員 | 29 | | 長4 勘4 長21 | |
| 庶務 | 4 | 主任1 | " 1 " | |
| 報道 | 4 | | " 1 " | |
| 電算 | 2 | | " 1 " | |
| 音楽 | 2 | | " 1 " | |
| 役員・選手係 | 4 | | " 1 " | |
| 進行 | 2 | 主任1 副主任1 | | |
| 記録計算 | 3 | | | |
| 放送照明 | 2 | | | |
| 会場施設 | 2 | | | |
| 合計 | 201 | | 44 | |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|------|-----------|----------|----|
| 技術委員 | 2 | | 1 | |
| 総務委員 | 10 | | 長1 勘1 | |
| 技術委員 | 43 | 長1 勘5 主任4 | " 1 " 4 | 副2 |
| 計量委員 | (43) | (長1) | (勘1) | 長6 |
| 運行委員 | 6 | 長1 勘1 | 長1 | 副1 |
| 配属委員 | 8 | 長1 勘1 | 長1 | 副1 |
| 放送委員 | 7 | 長1 勘1 | 長1 | 副2 |
| 印刷連絡委員 | 10 | | " 1 " | 副2 |
| 時計委員 | 6 | | " 1 " | 副1 |
| ビデオ撮影委員 | 4 | | | |
| 次番選手委員 | 7 | | | |
| 掲示委員 | 10 | 長1 勘1 | 長1 | 副2 |
| 速報委員 | 2 | | | |
| 会場施設委員 | 6 | | " 1 " | |
| 会場管理委員 | 6 | | " 1 " | |
| 式典運営委員 | 6 | | " 1 " | |
| 修理委員 | 4 | | " 1 " | |
| 統合成績計算委員 | 3 | | " 1 " | |
| 合計 | 146 | | " 1 " | 55 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|------|------|----------|-----|
| 技術委員会 | 3 | | 長1 勘2 | |
| レース委員会 | 7 | | 長1 勘1 | 副1 |
| プロテスト委員会 | 7 | | " 1 " | 副1 |
| プロテスト委員会事務局 | 22 | | 長1 勘1 | 員13 |
| 総務・報道部 | 6 | | " 1 " | 長1 |
| 計測・報紙部 | 20 | | " 1 " | 副2 |
| 記録部 | 12 | | " 1 " | 副1 |
| 通報部 | (18) | | " 1 " | |
| 運行・通信部 | 10 | | 長1 勘1 | 副1 |
| 坑道水路部(A) | 15 | | " 1 " | 副1 |
| 坑道水路部(B) | 41 | | 長1 勘2 | 副1 |
| 海上安全部 | 26 | | " 1 " | 副1 |
| 総合成績計算委員 | (2) | | | |
| 合計 | 220 | | 31 | |

| 役員名 | 左の内駅 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|---------|------------------|---------|
| ジョン・エリート | アッシュタウン | 12 | アッシュタウン |
| レフエリー | 16 | | |
| コントローラー | 8 | | |
| 技術委員 | 13 | 長1 副4 n 1 n 1 | 長1 |
| 裁判委員 | 2 | n 1 n 1 | 1 |
| 検査係 | 6 | n 1 n 1 | 2 |
| 公式出席員 | 3 | | 1 |
| 統計係 | 4 | 主任1 | |
| 記録表示係 | 4 | n 1 | |
| アシシントン下係 | 4 | n 1 | |
| 監視係 | 4 | n 1 | |
| 報告書係 | 8 | n 1 | |
| 传达係 | 6 | n 1 | |
| 器具係 | 8 | n 1 | |
| 道具係 | 4 | n 1 | |
| 教導係 | 4 | n 1 | |
| 式典・表彰係 | 6 | 主任1 | |
| 会議員 | 2 | | |
| 総合成績計算委員 | 3 | 長1 | |
| 合計 | 123 | 12 | |

| 役員名 | 左の内駅 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|------------|------|-------------------|----|
| 監修委員 | 11 | 長1 副3 n 1 n 2 | 長1 |
| 技術委員 | 11 | n 1 n 2 | 1 |
| テクニカルトレーナー | 16 | 長1 | |
| 裁判員 | 35 | 長1 副2 n 1 n 32 | |
| 検定委員 | (6) | 長1 | |
| 統合成績計算委員 | 4 | 主任1 副主任2 | |
| 記録員(水鉄) | 6 | | |
| 記録表示委員 | 2 | | |
| 報道委員 | 3 | | |
| 放送委員 | 3 | | |
| 検査委員 | 16 | | |
| コート記録計時 | 12 | 主任1 副主任1 | |
| コード記録 | 6 | | |
| 総合会議委員 | 11 | 主任1 副主任3 | |
| 検査係 | 8 | | |
| 合計 | 151 | 38 | |

(15) ウエイトリフティング

[第4項別紙]

| 役員名 | 左の内駅 | 総数 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|------------|------|-----|----------|-------|
| (ランク) | | | | |
| 地政委員 | | 8 | 長1 副2 | 長1 |
| 連盟技術代表 | | 1 | | 1 |
| チーフコミッショナー | | 1 | | 1 |
| コマーシャル・ペネル | | 2 | | |
| 判定員 | | 1 | | |
| 判定員回ビデオ操作員 | | 2 | | |
| 決勝審査員 | | 5 | 主任1 副主任1 | 主任1 |
| 手動計時員 | | 6 | n 1 n 1 | n 1 |
| 電子計時員 | | 6 | n 1 n 1 | n 1 |
| 招徳員 | | 3 | n 1 n 1 | n 1 |
| 記録委員 | | 6 | n 1 n 1 | n 1 |
| 出走者コマーチ | | 2 | n 1 n 1 | n 1 |
| 周回打撃員 | | 4 | 主任1、副主任1 | 主任1 |
| 名手員 | | 8 | n 1 n 1 | n 1 |
| コーナー監察員 | | 5 | n 1 n 1 | 2 |
| 通告員 | | 2 | n 1 n 1 | 主任1 |
| 自動車検査員 | | 4 | n 1 n 1 | n 1 |
| 機材管理員 | | 4 | n 1 n 1 | |
| 管轄員 | | 2 | 主任1 | |
| 場内監察員 | | 6 | 主任1 副主任1 | |
| 教練員 | | 3 | 主任1 | |
| 修理員 | | 2 | 主任1 | |
| 広報員 | | 4 | 主任1 副主任1 | 主任1 |
| ケイリン競走員 | | 2 | 主任1 副主任1 | |
| 総合成績計算委員 | | 3 | 長1 | |
| (ロード) | | | | |
| 地政委員 | | 8 | 長1 副2 | (長1) |
| 連盟技術代表 | | 1 | | |
| チーフコミッショナー | | 2 | | (2) |
| コマーシャル・ペネル | | 4 | 成年長 少年長 | (2) |
| 決勝審査員 | | 4 | 主任1 副主任1 | (主任1) |
| 手動計時員 | | 6 | n 1 n 1 | (n 1) |
| 電子計時員 | | 3 | n 1 n 1 | (n 1) |
| 招徳員 | | 2 | n 1 n 1 | |
| 記録委員 | | 6 | n 1 n 1 | (主任1) |
| 周回打撃員 | | 2 | n 1 n 1 | (n 1) |
| 通告員 | | 4 | n 1 n 1 | (n 1) |
| 自動車検査員 | | 2 | n 1 n 1 | (n 1) |
| 機材管理員 | | 4 | n 1 n 1 | (n 1) |
| 質典員 | | 2 | 主任1 副主任1 | |
| 場内監察員 | | 4 | 主任1 副主任1 | |
| 教練員 | | 3 | 主任1 | |
| 修理員 | | 2 | 主任1 | |
| 広報員 | | 4 | n 1 | |
| 移動車両審判員 | | 9 | n 3 | (主任2) |
| 移動ペイク審判員 | | 20 | n 3 | (n 2) |
| 機材担当審判員 | | 8 | 主任1 副主任3 | 主任1 |
| 部門担当審判員 | | 6 | 主任3 | (主任1) |
| 部門計時記録員 | | 6 | | |
| 補給所審判員 | | 6 | | |
| 医務車組担当審判員 | | 3 | 主任1 | |
| 救護車担当審判員 | | 3 | n 1 | |
| 運行役員 | | 4 | n 1 | |
| 自転車役員 | | 4 | n 1 | |
| 総合成績計算委員 | | 3 | 長1 | (長1) |
| 合計 | | 255 | 20 | |

| (18) ソフトデニス | | 役員名 | | 総数 | | 左の内訳 | | 中央からの派遣数 | | 備考 | |
|-------------|-----|-----|----|----|----|------|----|----------|----|----|----|
| 技術委員 | 8 | 長1 | 副2 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 審判委員 | 68 | n1 | n3 | n1 | n1 | n1 | n1 | n1 | n1 | n1 | n1 |
| 施設委員 | 9 | n1 | n3 | n1 | n1 | 長2 | 副2 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 進行委員 | 10 | n1 | n2 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 記録委員 | 10 | n1 | n2 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 報道委員 | 7 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 施設委員 | 7 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 放送委員 | 3 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| オーディー受付委員 | 5 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 贈呈コード委員 | 6 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 式典委員 | 5 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 総合成績計算委員 | 3 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 合計 | 140 | | | | | | | | | | |

| (19) 車球 | | 役員名 | | 総数 | | 左の内訳 | | 中央からの派遣数 | | 備考 | |
|----------|-----|-----|------|----|----|------|----|----------|----|----|----|
| 技術委員 | 3 | 長1 | 副2 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 審判委員 | 53 | n1 | n2 | n1 | n1 | 長1 | 副2 | 長1 | 副2 | 長1 | 副2 |
| 進行委員 | 17 | 長1 | 副2 | 長1 | 副2 | 長1 | 副2 | 長1 | 副2 | 長1 | 副2 |
| 記録委員 | 6 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 報道委員 | 10 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 涉外委員 | 3 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 総合成績計算委員 | 3 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 施設委員 | 8 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 会場委員 | 5 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 会場接待委員 | 10 | 長1 | 副1~2 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 式典委員 | 3 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| オーディー委員 | 5 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 招集委員 | 5 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 送信委員 | 5 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 会場用具委員 | 4 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 放送委員 | 3 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 総合会場委員 | 1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 合計 | 149 | | | | | | | | | | |

| (20) 教育野球 | | 役員名 | | 総数 | | 左の内訳 | | 中央からの派遣数 | | 備考 | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|----------|----|----|----|
| 技術委員 | 29 | 長1 | 副7 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 審判委員 | 70 | n3 | n7 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 施設委員 | 15 | n1 | n2 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 会場委員 | 24 | 主任6 | 主5 | n2 | n2 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 記録委員 | 8 | n6 | n6 | n6 | n6 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 点示委員 | 6 | 主任6 | 主任6 | 主任6 | 主任6 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 放送委員 | 6 | 主任6 | 主任6 | 主任6 | 主任6 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 練習会場委員 | 12 | 主任6 | 主任6 | 主任6 | 主任6 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 総合成績計算委員 | 3 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| スコアボード委員 | 12 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 合計 | 209 | | | | | | | | | | |

| (21) フェンシング | | 役員名 | | 総数 | | 左の内訳 | | 中央からの派遣数 | | 備考 | |
|-------------|-----|-----|----|----|----|------|----|----------|----|----|----|
| 技術委員 | 3 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 技術委員 | 5 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 技術委員会事務局 | 11 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 審判員 | 24 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| ピスト委員 | 18 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 施設運営委員 | 2 | n1 | n1 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 統務委員 | 6 | n1 | n2 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 用具委員 | 5 | n1 | n2 | n1 | n1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 用具保管官 | 1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 配備委員 | 6 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 施設日程進行 | 1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 技術 | 5 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 | 長1 | 副1 |
| 合計 | 102 | | | | | | | | | | |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|-----------|----------|-----|
| 審判員 | 31 | 長1 | 長1 | |
| 審判委員 | 6 | 主任1 | 主任1 | 6 |
| 審務 | 5 | 主任1 | 主任1 | 係1 |
| 審査係 | 4 | n1 | n1 | |
| 競技進行 | 2 | n1 | n1 | |
| 審合場監視 | 3 | n1 | n1 | |
| 時計 | 6 | n1 | n1 | |
| 記録 | 9 | n1 | n1 | |
| 表示 | 7 | n1 | n1 | |
| 放送 | 4 | 主任1 | 主任1 | |
| 計量 | 18 | 主任2(男女各1) | | 兼務可 |
| 報道・連絡 | 4 | | | |
| 会場 | 4 | | | |
| 式典 | 6 | | | |
| 教導 | 4 | 医師2 | 看護士2 | |
| 統合成績計算委員 | 3 | 長1 | 長1 | |
| 合計 | 125 | | | 34 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|----------|----------|---------|
| 審判委員 | 9 | 長1 | 副6 | |
| 審務委員 | 17 | 長1 | 副6 | 主任1 |
| 審計員 | 91 | n1 n9 n6 | n9 | 主任2 |
| 記録員 | 51 | n1 n9 n9 | n9 | 副4 |
| 会場委員 | 40 | | | 主任8 |
| 放送委員 | 9 | 長1 | 主任4 | 副主任4 |
| 輸送委員 | 24 | 主任4 | 副主任4 | |
| 接待委員 | 12 | | | 主任4 |
| 統合会場委員 | 32 | | | 主任4 |
| 統合成績計算委員 | 3 | (長1) | (長1) | 長・記録兼業務 |
| 合計 | 320 | | | 16 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|----------|----------|------|
| 審技委員 | 20 | 長1 | 主任1 | |
| 審務委員 | 21 | 長1 | 副3 | 主任2 |
| 施設委員 | 45 | n1 n2 n2 | n2 | 主任10 |
| 時計 | 12 | n1 | n2 | 主任1 |
| 会場 | 2 | n1 | n2 | |
| シート判 | 13 | n1 | n1 | |
| 表示 | 5 | n1 | n1 | |
| 輸送 | 3 | n1 | n1 | |
| 放送 | 1 | n1 | n1 | |
| 招集 | 2 | n1 | n1 | |
| 点交示 | 7 | n1 | n1 | |
| 統合成績計算委員 | 4 | n1 | n1 | |
| 合計 | 295 | | | 13 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|-------|----------|------|
| 審技委員 | 3 | 長1 | 副2 | |
| 審務委員 | 3 | n1 n2 | n2 | |
| 施設委員 | 21 | n1 n2 | n2 | 主任2合 |
| 時計 | 16 | n1 n2 | n2 | |
| 表示委員 | 4 | | | 主任2 |
| 輸送委員 | 4 | | | 副主任2 |
| 招集 | 6 | n1 | n2 | |
| 運送員 | 4 | n1 | n2 | |
| 送受信員 | 2 | n1 | n2 | |
| 運行員 | 14 | n1 | n2 | |
| 招集員 | 10 | n1 | n2 | |
| 会場員 | 21 | n1 | n2 | |
| 的前員 | 24 | n1 | n2 | |
| 統合成績計算委員 | 4 | 長1 | 長1 | |
| 合計 | 148 | | | 1 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|-----------|----------|-----|
| (24) 委員 | 24 | 長1 | 長1 | |
| 審判員 | 6 | 主任1 | 主任1 | 係1 |
| 審務 | 5 | n1 | n1 | |
| 審査係 | 4 | n1 | n1 | |
| 競技進行 | 2 | n1 | n1 | |
| 審合場監視 | 3 | n1 | n1 | |
| 時計 | 6 | n1 | n1 | |
| 記録 | 9 | n1 | n1 | |
| 表示 | 7 | n1 | n1 | |
| 放送 | 4 | 主任1 | 主任1 | |
| 計量 | 18 | 主任2(男女各1) | | 兼務可 |
| 報道・連絡 | 4 | | | |
| 会場 | 4 | | | |
| 式典 | 6 | | | |
| 教導 | 4 | 医師2 | 看護士2 | |
| 統合成績計算委員 | 3 | 長1 | 長1 | |
| 合計 | 125 | | | 34 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|-----|----------|----------|---------|
| (25) ソフトボール | 24 | 長1 | 長1 | |
| 審判委員 | 9 | 長1 | 副6 | |
| 審務委員 | 17 | 長1 | 副6 | 主任1 |
| 審査係 | 91 | n1 n9 n6 | n9 | 主任2 |
| 記録員 | 51 | n1 n9 n9 | n9 | 副4 |
| 会場委員 | 40 | | | 主任8 |
| 放送委員 | 9 | 長1 | 主任4 | 副主任4 |
| 輸送委員 | 24 | 主任4 | 副主任4 | |
| 接待委員 | 12 | | | 主任4 |
| 統合会場委員 | 32 | | | 主任4 |
| 統合成績計算委員 | 3 | (長1) | (長1) | 長・記録兼業務 |
| 合計 | 320 | | | 16 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|-----|----------|----------|------|
| (26) バドミントン | 24 | 長1 | 長1 | |
| 審技委員 | 20 | 長1 | 主任1 | |
| 審務委員 | 21 | 長1 | 副3 | 主任2 |
| 施設委員 | 45 | n1 n2 n2 | n2 | 主任10 |
| 時計 | 12 | n1 | n2 | 主任1 |
| 会場 | 2 | n1 | n2 | |
| シート判 | 13 | n1 | n1 | |
| 表示 | 5 | n1 | n1 | |
| 輸送 | 3 | n1 | n1 | |
| 放送 | 1 | n1 | n1 | |
| 招集 | 2 | n1 | n1 | |
| 点交示 | 7 | n1 | n1 | |
| 統合成績計算委員 | 4 | n1 | n1 | |
| 合計 | 295 | | | 13 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------|-----|-----------|----------|-----|
| (27) ライフル射撃 | 24 | 長1 | 長1 | |
| 審判員 | 6 | 主任1 | 主任1 | 係1 |
| 審務 | 5 | n1 | n1 | |
| 審査係 | 4 | n1 | n1 | |
| 競技進行 | 2 | n1 | n1 | |
| 審合場監視 | 3 | n1 | n1 | |
| 時計 | 6 | n1 | n1 | |
| 記録 | 9 | n1 | n1 | |
| 表示 | 7 | n1 | n1 | |
| 放送 | 4 | 主任1 | 主任1 | |
| 計量 | 18 | 主任2(男女各1) | | 兼務可 |
| 報道・連絡 | 4 | | | |
| 会場 | 4 | | | |
| 式典 | 6 | | | |
| 教導 | 4 | 医師2 | 看護士2 | |
| 統合成績計算委員 | 3 | 長1 | 長1 | |
| 合計 | 148 | | | 1 |

| 役員名 | 性別 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|-----------------|----------|----|
| 会場長 | 1 | | | |
| 会場委員 | 20 | 長1 助2 長1 主任2 | 2 | |
| 審査委員 | 27 | 長1 主任2 | 27 | |
| 審判委員 | 6 | 男2 | | |
| 選手委員 | 6 | 男2 | | |
| 時計委員 | 8 | 男2 | | |
| 記録委員 | 8 | 男2 | | |
| 採点掲示委員 | 6 | 男2 | | |
| 標示委員 | 6 | 男2 | | |
| 伝送委員 | 5 | 男1 | | |
| 通報委員 | 6 | 男1 | | |
| 報道委員 | 3 | 男1 | | |
| 計画委員 | 6 | 男1 | | |
| 送信委員 | 2 | 男1 | | |
| 総合応援計算委員 | 3 | 長1 | | |
| 合計 | 112 | | 29 | |

(30) ラグビーフットボール

| 役員名 | 性別 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|----------------------------------|----------------------|----|
| 船港 | 20 | 長1 助3 男1 女3 男1 女2 男1 女1 | 副1 長1 副1 副1 | |
| 審判 | 10 | | | |
| 競技 | 18 | | | |
| 記録報道 | 10 | 男1 女2 主任3 | | |
| 場内放送 | 8 | 男3 | | |
| 会場 | 10 | 男3 | | |
| 救護 | 3 | 男3 | | |
| タンデシャンジ | 10 | 主任3 (医師4) | | |
| 総合応援計算委員 | 6 | 長1 | | |
| 合計 | 115 | | 6 | |

| 役員名 | 性別 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|--------------------|----|------|----------|-------------------------------|
| (各種目共通) | | | | |
| 審議会委員 | | | 1 | |
| 審議会委員 | | | 3 | 長1 n1 |
| 審議会委員 | | | 4 | |
| 総合成績計算委員 | | | 1 | |
| (スプリント) | | | | |
| 審議会副会長 | | | 1 | |
| 審議会委員 | | | 4 | 0~2 ガラル・ワード・オーナー業務含む |
| 審議会委員 | | | 3 | 副1 |
| 審議会委員 | | | 1 | 1 |
| 審議会委員 | | | 1 | 1 |
| 審議会委員 | | | 6 | 主任1 |
| 記録員 | | | 3 | |
| 式典撮影員 | | | 2 | |
| 放送員 | | | 2 | |
| 搬運員 | | | 2 | |
| 救急員 | | | 6 | |
| 医師・看護師 | | | 2 | |
| 通信員 | | | 2 | |
| 審議会副会長 | | | 1 | |
| 審議会委員 | | | 2 | |
| 審議会委員 | | | 1 | |
| 審議会委員 | | | 2 | |
| 水路審判員 | | | 12 | n 1 n 1 |
| 決勝審判員 | | | 11 | 長1 1 |
| 決勝記録員 | | | 10 | |
| 写真判定員 | | | 2 | |
| 検査員 | | | 5 | 主任1 1 |
| 配船員 | | | 7 | n 1 |
| 水路施設員 | | | 2 | |
| 審判監査係員 | | | 6 | |
| 総合成績計算委員 | | | 2 | 長1 0~1 ガラル・ワード・オーナー業務含む |
| (スローム・ワールドウォーターバス) | | | | |
| 審議会副会長 | | | 1 | |
| 審議会委員 | | | 4 | 0~2 ガラル・ワード・オーナー業務含む |
| 審議会委員 | | | 4 | 副1 |
| 審務担当 | | | 4 | 1 |
| 審務担当 | | | 4 | 1 |
| 式典撮影員 | | | 4 | 主任1 n 1 |
| 放送員 | | | 14 | |
| 医師・看護師 | | | 1 | |
| 審判員 | | | 2 | |
| ビデオ審判員 | | | 2 | 主任1 1 |
| 発表員 | | | 2 | |
| 発表員 | | | 4 | |
| 区間審判員 | | | 11 | 主任1 n 1 |
| ゲート審判員 | | | 40 | 長1 1 |
| 決勝審判員 | | | 3 | 長1 1 |
| 計時員 | | | 3 | |
| 審計員 | | | 1 | |
| 会場主任 | | | 1 | |
| 会場主任 | | | 4 | 長1 n 1 |
| 記録員 | | | 4 | |
| 記録表示 | | | 2 | |
| 検査員 | | | 2 | 主任1 1 |
| 技術監査員 | | | 1 | |
| 安全主任 | | | 1 | |
| コース管理 | | | 2 | デザイナー1 1 |
| デモンストレーター | | | 1 | |
| 通信員 | | | 2 | 0~1 ガラル・ワード・オーナー業務含む |
| 総合成績計算委員 | | | 2 | |
| 合計 | | | 235 | 38 |

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|----|-----------|----------|----|
| 技術委員 | 3 | 長1 副2 | 長1 | |
| 上席委員 | 3 | 長1 副1 主任1 | 長1 | |
| 総務委員 | 4 | 長1 副1 主任1 | | |
| 報道係 | 3 | | | |
| 印刷配付係 | 3 | 主任1 | | |
| 射場(会場)係 | 15 | 長1 副1 主任1 | | |
| 計時・放送係 | 5 | 主任2 | | |
| DOS | 2 | | | |
| 筆判 | 30 | 長1 副2 | 長1 副1 | |
| 記録 | 3 | 長1 助1 主任1 | | |
| 記録停點撮影係 | 3 | 主任1 | | |
| 記録場表示係 | 3 | n 1 | 長0~1 無密合 | |
| 総合成績計算委員 | 2 | 長1 | | |
| 練習会場 | 12 | 長1 副1 | 6 | |
| 合計 | 91 | | | |

(34) 空手道

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|-----|---------------|----------|----|
| 技術委員 | 3 | 長1 副2 | 副1 | |
| 総務委員 | 10 | 主任1 新主任1 | 副主任1 | |
| 運行委員 | 5 | n 1 n 1 | | |
| 式典委員 | 5 | n 1 n 1 | | |
| 場内放送委員 | 4 | n 1 n 1 | | |
| 記録委員 | 6 | n 1 n 1 | | |
| コート委員 | 29 | 主任1 助主任1 コーチ5 | | |
| 指揮委員 | 5 | 主任1 副主任1 | | |
| 選手監理委員 | 20 | n 1 n 1 | | |
| 防護委員 | 6 | n 1 n 1 | | |
| 会場監理委員 | 14 | n 1 n 1 | | |
| 輸送委員 | 4 | n 1 n 1 | | |
| 受付客室委員 | 5 | n 1 n 1 | 長1 | |
| 総合成績計算委員 | 5 | n 1 n 1 | | |
| 審判委員 | 4 | n 1 n 1 | | |
| 運営委員 | 46 | 長1 副2 | 審判43 | |
| 合計 | 175 | | 49 | |

(35) アイスホッケー

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|------------|-----|-------|----------|----|
| 競技委員 | 4 | 長1 副3 | 長1 副2 | |
| レフエリーカー委員長 | 1 | | 1 | |
| 審判委員 | 1 | | 1 | |
| オフィシャル主任 | 60 | | 20 | |
| ゴールジャッジ | 12 | | | |
| スコアラー | 18 | | | |
| タイムキーパー | 18 | | | |
| ペナルティムキーパー | 12 | | | |
| 放送係 | 6 | | | |
| 競技本部 | 9 | 長1 副2 | | |
| 総合成績計算委員 | 2 | | | |
| 会場監視主任 | 3 | 長1 | 長1 | |
| 合計 | 142 | | 26 | |

(36) ボウリング

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|----------|----|-----------|----------|----|
| 競技委員 | 12 | 長1 副2 主任2 | 副主任1 | |
| 審判委員 | 16 | 長1 副2 主任1 | 副主任1 | |
| 進行委員 | 10 | 長1 副2 | 副主任1 | |
| 様式委員 | 4 | | | |
| 記録 | 5 | | | |
| 掲示 | 7 | | | |
| 輸送 | 4 | | | |
| 送達・報道 | 4 | | | |
| 放送 | 4 | | | |
| 送受信 | 2 | | | |
| 会場 | 6 | | | |
| 用具計測 | 4 | | | |
| 総合成績計算委員 | 4 | | | |
| 合計 | 89 | | 20 | |

〔第4項別紙〕

| (1) ゴルフ | | | | |
|---------|-----|-------------|----------|----|
| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
| 監督 | 12 | 役員長1 長1 助10 | 役員長1 長1 | 副4 |
| スタート・裏計 | 30 | | | |
| 進行 | 30 | | | |
| 給添 | 25 | 受1 関6 | 受1 関3 | 副3 |
| 得点計算 | 17 | 〃1 〃3 | 〃1 | 〃1 |
| 式典整形 | 16 | 〃1 〃3 | 〃1 | 長1 |
| 伝報 | 7 | 〃1 〃6 | 〃1 | |
| 会場整理 | 6 | | | |
| 練習会場整理 | 3 | | | |
| 資料作成 | 6 | | | |
| 放送 | 6 | | | |
| 合計 | 158 | | | 13 |

(41) トライベラスロン

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------------------|-----|-----------|----------|-----|
| 監督 | 13 | 長1 助2 | 長1 | 副1 |
| レースディレクター | 2 | 〃1 〃1 | 〃1 | |
| 施設 | 4 | 〃1 〃1 | 〃1 | 長1 |
| 事務 | 3 | | | |
| 技術 | 1 | | | |
| 審判 | 6 | 新規1 受2 助3 | 新規1 | 新規1 |
| チーフ・アシスタント・オフィシャル | 1 | | | |
| 新規審判 | 1 | | | |
| 審判(スイム) | 8 | | | 副1 |
| 審判(ハイク) | 20 | | 〃1 | |
| 審判(ラン) | 11 | | 〃1 | |
| 審判(トラック) | 5 | | | |
| 審判(ゴニッシュ) | 2 | | | |
| 審判(特種) | 2 | | | |
| 審判(ハイド) | 4 | | | 長1 |
| スイム | 3 | | | |
| バイク | 4 | | 〃1 | |
| ラン | 3 | | 〃1 | |
| 施設 | 3 | | | |
| 計測・記録 | 2 | | | |
| 教導 | 4 | | | |
| 放送 | 4 | | | |
| 会場施設 | 1 | | | 長1 |
| 運輸・駐車場 | 1 | | | 長1 |
| 交通規制 | 3 | | | 長1 |
| 合計 | 111 | | 6 | |

(42) 高等学校野球

| 役員名 | 総数 | 左の内訳 | 中央からの派遣数 | 備考 |
|-------|-----|-------|----------|----|
| (係主任) | | | | |
| 総務委員 | 21 | 長1 助2 | 長1 | 副2 |
| 進行 | 4 | | | |
| 販賣係員 | 4 | | | |
| 放送 | 2 | | | |
| 掲示 | 4 | | | |
| 説教 | 4 | | | |
| 式典整形 | 1 | | | |
| 編則員担当 | 3 | | | |
| チーム担当 | 6 | | | |
| 練習会場 | 4 | | | |
| 審判員 | 24 | 受1 助2 | 受1 | 副1 |
| (幹事) | | | | |
| 総務委員 | 15 | 長1 助1 | 長1 | 副1 |
| 進行 | 2 | | | |
| 販賣係員 | 4 | | | |
| 放送 | 2 | | | |
| 掲示 | 5 | | | |
| 説教 | 5 | | | |
| 編則員担当 | 2 | | | |
| 審判員 | 15 | 長1 助1 | 長1 | 副1 |
| 合計 | 127 | | 6 | |

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1. 総則

全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

2. 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3. 回数

大会は、平成13年に開催された全国大会をもって第1回大会とし、これより起算し暦年を基準に回数を順次付すものとする。

4. 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、「日障協」という。）、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体とする。なお、日障協及び文部科学省を総称して「中央主催者」、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

5. 大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 大会における競技運営は、公益財団法人日本体育協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- (5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

6. 実施競技

- (1) 実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。
- (2) 各競技における実施種目は、競技規則に定められた競技・種目とする。
なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から実施困難なものがある場合には、あらかじめ主催者間で協議し、実施しないことができる。
- (3) 競技規則に定める競技・種目については、日障協が設置する全国障害者スポーツ大会大会委員会（以下、「大会委員会」という。）で協議し、適用する開催年の5年前までに日障協が決定する。
- (4) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。

- (5) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。
- ① 原則として男女別とする。
 - ② 競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下、「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。
ただし、同一区分の選手が少ない等の理由により、これにより難い場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。
- (6) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。
- (7) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。

7. 参加資格

- (1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。
- (2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
 - ① 年齢は毎年4月1日現在で13歳以上とする。
 - ② 資格要件は次のとおりとする。なお、「その取得の対象に準ずる障害」については、別途細則に定める。
 - ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ③ 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

8. 都道府県・指定都市の選手及び役員数

- (1) 個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。
- (2) 団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。
 - ① 身体障害者が行う競技
車椅子バスケットボール12名以内、グランドソフトボール15名以内、バレーボール男子・女子各12名以内
 - ② 知的障害者が行う競技
バレーボール男子・女子各12名以内、ソフトボール15名以内、バスケットボール男子・女子各12名以内、サッカー16名以内、フットベースボール15名以内
 - ③ 精神障害者が行う競技
バレーボール12名以内
- (3) 個人競技の役員数については、選手10名までは10名以内とし、選手が10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる。
また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車椅子バスケットボール3名以内、バレーボール男子・女子各3名以内、ソフトボール3名以内、バスケットボール男子・女子各3名以内、サッカー3名以内、フットベースボール3名以内、グランドソフトボール7名以内の役員を加えることができる。

(4) 役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難い場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。

9. 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・指定都市で選手選考規定を定め、障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会等により選考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行ふものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

10. 参加申込

(1) 個人競技の出場申し込みは、競技規則＜別表1＞に示された競技の中から、1種目を選ぶものとし、実施種目が複数ある競技については次のとおり選択して申し込むことができる。

① 陸上競技及び水泳は、リレー種目を除き第3希望までの種目を選択する。なお、リレー種目はこれとは別に選択する。

② フライングディスクは、アキュラシーのディスリート5またはディスリート7のいずれか及びディスタンスの2種目を選択する。

③ アーチェリーは、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの1種目を選択する。

(2) 開催地主催者は、申し込まれた種目の中から出場種目を決定し、派遣者に通知する。

(3) 出場種目は2種目以内（リレー種目に出場する場合は3種目以内）とする。

ただし、地理的条件等何らかの理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要ある場合には、主催者で協議のうえ決定することができる。

(4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。

(5) 団体競技に出場するチームは次のとおりとする。

① 開催地都道府県・指定都市の代表チーム。

② 別途定める細則に基づくブロック予選会により決定した都道府県または指定都市の代表チーム

③ 指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームの編成ができる場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとしての出場を認める。

11. 選手団の派遣及び費用

(1) 選手団は、都道府県・指定都市（以下、「派遣者」という。）が派遣する。

(2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。

(3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

12. 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

13. 競技規則

大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

14. 表彰

(1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。

(2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

15. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

16. 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、主催者間で協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

- ① 名誉会長 文部科学大臣
- ② 名誉副会長 日本障がい者スポーツ協会会長
スポーツ庁長官
スポーツ庁次長
- ③ 大会会長 開催地都道府県知事
- ④ 代表副会長 開催地指定都市市長
- ⑤ 副会長 日本障がい者スポーツ協会副会長
スポーツ庁審議官
開催地都道府県・指定都市の議会議長
開催地市町村長及び市町村議會議長
開催地都道府県・指定都市の副知事及び副市長
開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会长
開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会长
開催地都道府県・指定都市身体障害者団体連合会会长
開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会长
開催地都道府県知的障害者福祉协会会长
開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長
- ⑥ 顧問 文部科学副大臣
文部科学大臣政務官
文部科学事務次官
文部科学審議官
文部科学省大臣官房長
開催地都道府県選出の国會議員
日本体育协会会长
全国社会福祉協議会会长
日本身体障害者団体連合会会长
日本手をつなぐ育成会連合会会长
日本知的障害者福祉协会会长
日本精神保健福祉連盟会会长
JKA会長
日本医師会会长
支援自衛隊代表者
開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者
開催地都道府県の競技団体代表者

開催地都道府県の体育協会会長
中央競馬馬主社会福祉財団理事長
⑦ 参与 日本障がい者スポーツ協会理事、監事並びに評議員
スポーツ庁健康スポーツ課長
スポーツ庁競技スポーツ課長
スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
開催地都道府県・指定都市議會議員
開催地都道府県の公安委員会委員長
開催地都道府県・指定都市の教育委員会教育長
開催地都道府県単位の関係団体の代表者
日本パラ陸上競技連盟会長
日本知的障害者陸上競技連盟会長
日本身体障がい者水泳連盟会長
日本知的障害者水泳連盟会長
日本身体障害者アーチェリー連盟会長
日本肢体不自由者卓球協会会長
日本視覚障害者卓球連盟会長
日本知的障害者卓球連盟会長
日本障害者フライングディスク連盟会長
日本FIDバスケットボール連盟会長
日本車椅子バスケットボール連盟会長
全日本グランドソフトボール連盟会長
日本知的障がい者サッカー連盟会長
日本盲人会連合スポーツ協議会会長
全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長
日本知的障害者スポーツ連盟会長
日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

18. 宿舎

開催地主催者は、競技別参加者の宿舎について、障害、会場までのアクセス等を十分に配慮して選定し、配宿するものとする。

19. 交通

開催地主催者は、できる限り競技別参加者の移動について交通上の利便を図るものとする。

20. 協議

本要綱において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、大会委員会において協議し、中央主催者が決定するものとする。

21. 要綱の改廃

本要綱の改廃は、大会委員会の決議を経て、中央主催者が決定する。

付則

1 平成12年1月5日 制定

(2~29 省略)

30 平成29年4月1日 改正



